

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(芝税務署長)

令和6年2月16日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	室之園 大介
同補佐人税理士	武田 恒男 菊地 拓
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	芝税務署長 渡部 高久
被告指定代理人	安實 涼子 的場 将男 松尾 直哉 大坪 恵美 野本 寛之 森西 ひとみ

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額マイナス260万6622円及び納付すべき税額マイナス21万9000円を超える部分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税に係る決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成27年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額4315万円及び納付すべき税額116万9000円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成28年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額4870万円及び納付すべき税額マイナス12万1050円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

- 5 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 6 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成26年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る決定処分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 7 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成27年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 8 芝税務署長が平成29年9月11日付けで原告に対してした原告の平成28年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要（なお、各別紙で定めた略称等は本文でも用いることとする。）

本件は、原告は、自らが設立した有限責任事業組合（以下「本件事業組合」という。）の組合員として、その化粧品及びサプリメントの販売事業（以下「本件事業」という。）に従事していたところ、芝税務署長が、本件事業から生じた収益は全て原告一人に帰属するものとして、（1）所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、①原告の平成25年分、平成27年分及び平成28年分の所得税等に係る更正処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年分所得税等更正処分」といい、これらを併せて「本件所得税等各更正処分」という。）並びに平成26年分の所得税等に係る決定処分（以下「本件平成26年分所得税等決定処分」といい、本件所得税等各更正処分と併せて「本件所得税等各更正等処分」という。また、平成25年分から平成28年分までを併せて「本件各年分」という。）、②平成25年分及び平成26年分の所得税等に係る無申告加算税の賦課決定処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年分所得税等無申告加算税賦課決定処分」という。）並びに平成27年分及び平成28年分の所得税等に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年分所得税等過少申告加算税賦課決定処分」といい、これらと上記無申告加算税の各賦課決定処分とを併せて「本件所得税等各加算税賦課決定処分」という。また、本件所得税等各更正等処分と本件所得税等各加算税賦課決定処分とを併せて「本件所得税等各処分」という。）をし、（2）消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、①原告の平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成25年課税期間」といい、他の課税期間についても同様にいう。）から平成28年課税期間までの各課税期間（以下併せて「本件各課税期間」という。）の消費税等に係る各決定処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年課税期間消費税等決定処分」といい、これらを併せて「本件消費税等各決定処分」という。）、②本件各課税期間の消費税等に係る無申告加算税の賦課決定処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年課税期間消費税等無申告加算税賦課決定処分」といい、それらを併せて「本件消費税等各無申告加算税賦課決定処分」という。）並びに平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等に係る重加算税の賦課決定処分（以下、各年分に応じて「本件平成○年課税期間重加算税賦課決定処分」といい、それらを併せて「本件各重加算税賦課決定処分」という。また、本件消費税等各決定処分と本件消費税等各無申告加算税賦課決定処分、本件各重加算税賦課決定処分とを併せて「本件消費税等各処分」という。）をし

たことから、原告が、本件所得税等各処分及び本件消費税等各処分（以下、これらを併せて「本件各処分」という。）は違法であるとして、本件各処分の取消しを求めた事案である。

1 関係法令の定め

別紙1「関係法令の定め」のとおりである。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠（枝番号が付された証拠でその記載がないものは全ての枝番を含む趣旨である。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、昭和●年●月●日生まれの中華人民共和国（以下「中国」という。）出身の男性であり、平成16年頃、来日し、平成21年10月21日、帰化により日本国籍を取得した。（乙7、15、43）

原告は、平成20年頃から、中国在住の日本のインターネットゲーム利用者のためのインターネット中継サーバー事業を行っていた。（乙1）

イ 乙（以下「乙」という。）は、昭和●年●月●日生まれ中国出身の女性であり、原告の母親である。乙は、平成13年頃、来日し、平成21年10月21日、帰化により日本国籍を取得した。（乙16、43、弁論の全趣旨）

乙は、平成14年頃から平成18年頃まで及び平成21年頃から平成22年頃までは三重県尾鷲市で、平成18年頃から平成21年頃までは東京都板橋区●●で、それぞれ中華料理店を営んでいたが、平成22年頃、三重県尾鷲市の店舗を廃業し、東京都内で原告と同居を開始したが、平成27年9月頃には別居するに至った。（乙40、証人乙）

（2）本件事業組合の設立等

ア 原告、乙及び丙（以下「丙」という。）の3名は、平成22年10月●日付けで、概ね以下の内容の有限責任事業組合C組合契約（以下「本件事業組合契約」といい、その契約書を「本件事業組合契約書」という。）を締結し、有限責任事業組合C（本件事業組合）を設立した。（甲1～3）

（ア）組合員は、本件事業組合の事業として、共同で、電気通信業者が設置する電気通信回線を借り役務を提供する事業、健康食品の販売及び輸出業、貿易に関する事業等を行うことを約する（2条）。

（イ）本件事業組合契約当事者は、平成22年10月●日までに、それぞれ本件事業組合契約書別紙1記載の出資（原告：450万円（出資割合90.0%）、乙：49万円（出資割合9.8%）、丙：1万円（出資割合0.2%））に係る払込みの全部を履行するものとする（7条）。

（ウ）本件事業組合における業務執行の決定は、総組合員の同意のもと選出された理事会により行うものとする（8条）。

（エ）本件事業組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする（13条）（以下、各事業年度に応じて「平成○年3月期」という。）。

（オ）組合員は、毎事業年度経過後2か月以内に、経済産業省令で定めた、その事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書を作成するものとする（15条2項）。

（カ）本件事業組合の事業に関する損益は、本件事業組合契約書別紙3記載の割合（ただし、同別紙3には「出資の割合」の記載はあるものの（その内容は、前記（イ）のとおり）、

「損益配分の割合」の記載はない。) に応じて各組合員に配賦される (16条)。

イ 丙は、平成26年4月1日、本件事業組合を脱退した。(甲2)

(3) 本件事業組合の事業内容等

ア 本件事業組合は、平成22年に設立された後、原告が行っていたインターネット中継サーバー事業を引き継ぐとともに、平成24年末頃から化粧品及びサプリメントを主に中国に輸出して販売する事業(本件事業)を開始した。(乙1)

イ 本件事業組合は、本件事業につき、当初は株式会社D(以下「D社」という。)から商品を仕入れていたが、その後、D社の仕入れ先であったE株式会社(以下「E社」という。)から直接商品を仕入れるようになった。なお、原告は、平成26年12月10日、E社の取締役役に就任した。(乙1、5、6)

ウ 本件事業組合が本件事業のために使用していた銀行口座は、いずれもF銀行赤羽支店の本件事業組合名義の普通預金口座で、口座番号末尾3桁が●●●の口座(以下「本件●●●口座」という。)及び口座番号末尾3桁が●●●の口座(以下「本件●●●口座」といい、本件●●●口座と併せて「本件各組合名義口座」という。)であった。(乙8、9)

エ 本件事業組合の決算関係書類の作成等には、以下の税理士及び税理士法人等が関与した。

(ア) 丁税理士(以下「丁税理士」という。)は、原告から本件事業組合の平成23年3月期から平成26年3月期までの決算関係書類の作成を依頼され、その総勘定元帳を作成するとともに、原告の平成24年分の所得税等の確定申告書を作成、提出した。(乙10、11)

(イ) 株式会社G(以下「G社」という。)及び税理士法人Hは、平成28年6月頃、本件事業組合との間で、本件事業組合の記帳代行や決算代行等を行う旨の業務委託契約(以下「本件業務委託契約」という。)を締結し、原告から本件事業組合の平成27年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳及び決算書の作成を依頼され、G社の取締役であった戊(以下「戊」という。)及び従業員であったI(以下「I」という。)が担当者としてその作成に当たっていた。(甲98、乙12、38)

(ウ) J税理士(以下「J税理士」という。)は、平成29年3月27日、原告から税務代理の委任を受け、本件事業組合の平成25年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳を作成するとともに、原告の平成25年分の所得税の確定申告書を作成、提出した。(乙4、13、14)

(4) 本件各処分を経緯等

本件各処分を経緯等は、以下に述べるほか、本件所得税等各処分を経緯は別表A-1からA-4までのとおりであり、本件消費税等各処分を経緯は別表B-1からB-4までのとおりである。なお、原告は、平成26年分の所得税等の確定申告書及び本件各課税期間の消費税等の確定申告書をいずれも提出していない。

ア 原告は、平成28年3月10日、芝税務署長に対し、平成27年分の所得税等の確定申告書(以下「本件平成27年分所得税等申告書」といい、他の年分についても同様にいう。乙2)を提出した。

イ 東京国税局所属の調査担当者(以下「本件調査担当者」という。)は、平成28年11月29日、原告に対する平成25年分から平成27年分までの所得税等及び平成25年課税期間から平成27年課税期間までの消費税等に係る実地調査を開始した(以下「本件先

行調査」という。))。

ウ 原告は、平成29年3月14日、芝税務署長に対し、本件平成28年分所得税等申告書(乙3)を提出した。

エ 本件調査担当者は、平成29年4月10日、原告に対する平成28年分の所得税等及び平成28年課税期間の消費税等に係る実地調査を開始した(この調査と本件先行調査と併せて「本件調査」という。))。

オ 原告は、平成29年6月29日、芝税務署長に対し、本件平成25年分所得税等申告書(乙4)を提出した。

カ 芝税務署長は、本件調査の結果を踏まえ、平成29年9月11日付けで、原告に対し、本件各処分をした。(甲4～11)

キ 原告は、本件各処分を不服として、平成29年10月21日付けで、東京国税局長に対し、再調査を請求したが、東京国税局長は、平成30年1月18日付けで、上記再調査の請求を棄却する旨の決定をした。(甲12)

ク 原告は、上記キの決定を不服として、平成30年2月9日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成31年2月1日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。(甲13)

ケ 原告は、令和元年7月29日、本件各処分の取消しを求め、本件訴えを提起した。

(5) 本件各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

本件所得税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙2「本件所得税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張」のとおりであり、本件消費税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙3「本件消費税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張」のとおりである。

3 本件の争点

- (1) 本件各処分において、本件事業に係る収益及び資産の譲渡等が全て原告に帰属する又は全て原告が行ったものとして、その所得金額等の計算を暦年で行うことが適法であるか否か(争点1)
- (2) 本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大であるか否か(争点2)
- (3) 本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額及び控除対象仕入税額が過少であるか否か(争点3)
- (4) 平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、原告に通則法68条2項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったか否か(争点4)
- (5) 本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があったか否か(争点5)
- (6) 本件各処分の理由の提示に不備があったか否か(争点6)

4 本件の争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1(本件各処分において、本件事業に係る収益及び資産の譲渡等が全て原告に帰属する又は全て原告が行ったものとして、その所得金額等の計算を暦年で行うことが適法であるか否か)について

(被告の主張)

ア 本件事業組合の組合員のうち、原告のみが本件事業の業務執行の決定を行い、これに基

づき業務を遂行しており、乙及び丙は、本件事業組合に対する出資をせず、その業務への参画もしておらず、両名の本件事業組合の組合員としての地位は単なる名義人としてのものにすぎないと認められる上、本件事業に係る収益も全て原告が享受していると認められることからすれば、所得税法12条及び消費税法13条の規定に照らし、本件事業から生ずる収益及び本件事業に係る資産の譲渡等は、全て原告に帰属するものと認めるべきである。

イ 本件事業組合は、平成25年3月期から平成28年3月期までの各期において、事業に係る損益を毎年1回以上一定の時期において計算していたとはいえない上、組合員とされていた乙及び丙への損益の帰属が当該損益発生後1年以内にされていたともいえないから、原告につき、所得税基本通達36・37共-19の2の適用はなく、本件事業組合の事業年度を計算期間とする根拠はないから、所得税法36条1項、消費税法19条1項1号に基づき、暦年における損益をもって計算するのが相当である。

(原告の主張)

ア 有限責任事業組合の組合事業から生じる所得については、その組合員が直接の納税義務者とされているところ、組合員の当該組合事業に係る損益の額は、当該組合事業全体の損益の額のうち当該組合員が損益分配の割合に応じて分配を受け又は負担すべき損益の額とするとされており（所得税基本通達36・37共-19）、また、組合事業に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等についても、組合員が、当該組合事業の持分の割合又は利益の分配割合に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったことになるとされている（消費税法基本通達1-3-1）。なお、損益の分配の割合が定められていない場合は、出資比率に従って損益が分配されることとされている（平成17年6月経済産業省産業組織課作成「LLPに関する40の質問と40の答え」（以下「経産省LLP問答集」という。）・問25）。

そうすると、本件において、原告の本件事業に係る損益の額は、本件事業全体の損益の額のうち原告の出資比率に応じて分配を受け又は負担すべき損益の額とされるべきであり、また、本件事業に関して原告が行ったこととなる資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額は、本件事業全体の資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額のうち原告の出資比率に対応する部分に限られるべきであるから、本件各処分において、本件事業の収益の全額を原告の所得とし、本件事業に係る資産の譲渡等を全て原告が行ったものとしたことは、違法である。

イ 有限責任事業組合の組合員の組合事業に係る損益の額の計算期間については、組合事業に係る損益を毎年1回以上一定の時期において計算し、かつ、当該組合員への個々の損益の帰属が当該損益発生後1年以内である場合には、当該組合の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の組合員の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入するものとされており（所得税基本通達36・37共-19の2）、また、組合員の組合事業に係る資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額の計算についても、所得税に合わせた取扱いをするものとされている。

本件において、本件事業組合は上記各条件を満たしているから、原告の本件事業に係る損益は、本件事業組合の計算期間（事業年度）の終了する日の属する年分の原告の所得に算入され、また、原告の本件事業に係る資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額も、本件

事業組合の計算期間の終了する日の属する年分の原告の資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額の計算に算入されるべきである。

したがって、本件各処分において、これらの計算期間を暦年としたことは、違法である。
ウ 被告は、乙及び丙は本件事業組合の業務に参画しておらず、両名の本件事業組合の組合員としての地位は単なる名義人としてのものにすぎない旨主張する。

しかし、乙及び丙は、それぞれ本件事業組合契約書に定められた出資義務を履行している上、乙は、本件事業につき、商品であるサプリメントを実際に服用して効果の有無を確認したり、代理店や中国人の顧客に対する商品の説明をしたりしていたほか、商品の発送に係る伝票の記入、本件各組合名義口座に係る通帳の記帳、入金の有無の確認や送金等の業務を行っていたし、丙は、本件事業組合の設立やサーバー事業に係る許認可等の手続を行ったほか、本件事業につき、帳簿の作成や日本語を話すことができない原告及び乙の通訳等の業務を行っていた。

このように、乙及び丙は、いずれも本件事業の業務を執行しており、両名の本件事業組合の組合員としての地位は実質的なものであったから、被告の上記主張は、失当である。

(2) 争点2 (本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大であるか否か) について

(被告の主張)

本件各年分及び本件各課税期間における本件事業に係る総収入金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、基本的には、本件各組合名義口座への入金額に現金売上げの額を加えた額から、中国在住の投資家であるKからの借入金合計1億0124万9870円(以下「本件K借入金」という。)を差し引くことによって算出することができ、本件各年分における本件事業に係る所得金額は、同総収入金額から本件各組合名義口座からの出金等によって支払われた経費の額を差し引くことによって算出することができる。

そして、本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、別紙2及び3のとおり、本件各組合名義口座に係る各預金通帳のほか、原告の取引先に対する調査によって収集された証拠等に基づき、上記の要領に従って算出された金額であるから、適正なものである。

(原告の主張)

本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、以下のアからエまでの理由により、過大である。

ア 本件各組合名義口座における「外為関係」との摘要の入金(以下「本件外為入金」という。)は、いずれも中国在住の投資家であるKからの借入金又は投資金であり、本件事業組合の売上げではない。

また、本件事業組合のL株式会社(以下「L社」という。)に対する現金売上げは存在しない。

イ 一般に、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」については、消費税が免除されるから(消費税法7条1項1号)、仮に、本件外為入金売上げであったとしても、それは中国への輸出に係るものであり、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たる。そして、原告は、本件外為入金に係るEMS(国際スピード郵便)の伝票(以下「本件EMS伝票」という。)を保存しているところ、本件EMS伝票は、消費税法施行規則

5条1項2号に規定されている「書類」又は「帳簿」に当たる。

よって、原告は、本件外為入金につき、消費税を免除される。

ウ また、一般に、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下であるものについては、消費税を納める義務が免除される（消費税法9条1項、2項1号）、処分行政庁は、平成26年課税期間の基準期間である平成24年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「本件基準期間」という。）に係る原告の課税売上高を1158万6708円と認定しているが、その中には、原告の妻からの借入金506万5334円が含まれており、本件基準期間に係る原告の実際の課税売上高は1000万円以下であったから、原告は、平成26年課税期間につき、消費税を納める義務が免除される。

エ 本件各組合名義口座から原告名義の高級外車の取得費やその駐車場の賃料、原告の自宅の賃料が支出されていたが、原告は、これらをいずれも本件事業のために使用していたから、これらの費用は、経費として算入されるべきである。

(3) 争点3（本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額及び控除対象仕入税額が過少であるか否か）について

(被告の主張)

個人事業主が課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、個人事業主の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を整理し、申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければならないところ（消費税法30条7項、消費税法施行令50条1項、措置法86条の4第1項、2項、措置法施行令46条の4第2項）、本件の場合、遅くとも、平成25年課税期間については平成26年4月1日までに、平成26年課税期間については平成27年4月1日までに、平成27年課税期間については平成28年4月1日までに、平成28年課税期間については平成29年4月1日までに（以下、上記各課税期間の帳簿及び請求書等の保存の開始日を併せて「本件各基準日」という。）、それぞれ帳簿及び請求書等を整理し、以後7年間これを保存し続けることが必要である。

本件各課税期間における本件事業組合の帳簿及び請求書等として存在するもののうち、上記帳簿等の保存の要件を満たすのは、丁税理士が作成した平成25年3月期及び平成26年3月期の総勘定元帳、G社が作成した平成28年3月期（このうち同年1月1日から同年3月31日までの期間に係る部分）及び平成29年3月期の総勘定元帳、J税理士が作成した平成28年3月期の総勘定元帳（このうち同年1月1日から同年3月31日までの期間に係る部分）並びに原告から提出された領収証等に限られるから、これらの総勘定元帳及び領収証等に記載された各取引の課税仕入れに係る支払対価の額が消費税額から控除されることとなる。

そして、本件消費税等各決定処分の課税仕入れに係る支払対価の額は、別紙3のとおり、消費税法30条7項所定の帳簿等の保存がされていた上記の各総勘定元帳及び領収証等の記載に基づき算出したものであるから、当該支払対価の額は、適正である。

(原告の主張)

ア 前記(1)(原告の主張)イで述べたとおり、本件事業に属する資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額の計算期間は、本件事業組合の計算期間が基準となるべきであるから、本件事業組合の帳簿及び請求書等の保存の開始基準日は、平成25年3月期については平成26年4月1日、平成26年3月期については平成27年4月1日、平成27年3月期

については平成28年4月1日、平成28年3月期については平成29年4月1日となる
ところ、本件調査担当職員は、原告の税務代理人であり、本件訴訟の原告●●でもあるM
税理士（以下「M税理士」という。）に対し、「保存開始の基準日までに帳簿作成に係る契
約を締結していれば、基準日から保存していたと認める。これは、公的見解である。」旨
述べた。

これを本件についてみると、被告が消費税法30条7項の帳簿等の保存がされていたと
認めるもののほか、本件事業組合は、平成28年3月18日、Iとの間で、平成27年3
月期から平成29年3月期までの総勘定元帳作成に係る業務委託契約を締結していたから、
これらの帳簿に記載された課税仕入れに係る消費税額も控除されるべきであり、本件消費
税等各決定処分で認定された課税仕入れに係る支払対価の額及び控除対象仕入税額は、過
少である。

イ 本件事業は、化粧品及びサプリメントの販売事業であるから、その売上原価は、基本的
に商品の仕入代金であり、課税仕入れにほかならないのであって、本件所得税等各更正処
分において売上原価として認定された金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に
含めるべきである。

しかるに、本件消費税等各決定処分で認定された課税仕入れに係る支払対価の額は、本
件所得税等各更正処分において売上原価として認定された金額と比べて過少である。

ウ 本件各組合名義口座から原告名義の高級外車の取得費やその駐車場の賃料、原告の自宅
の賃料が支出されていたが、原告は、これらをいずれも本件事業のために使用していたか
ら、これらの費用につき、仕入れ税額控除が認められるべきである。

(4) 争点4（平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、原告に通則法68条2項
に規定する隠蔽又は仮装の事実があったか否か）について

(被告の主張)

本件事業組合は、平成27年3月期には約7億6200万円、平成28年3月期には約6
億6400万円の多額の売上げがあり、原告には平成27年分の事業所得として約2億58
00万円、平成28年分の事業所得として約1億2000万円という多額の所得が生じてい
たこと、原告は、本件事業組合の総勘定元帳の作成に当たっていたG社の戊から、上記各期
は利益が生じており、所得税等及び消費税等の申告が必要である旨伝えられていたこと、原
告自身、本件事業組合に利益が生じていることを認識していた旨述べていること等に照らし、
原告は、平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の申告が必要であると認識
していたことが認められるところ、それにもかかわらず、原告は、上記各課税期間の消費税
等の申告をしていないのであるから、原告が当初から法定申告期限までに課税標準額等及び
税額等を申告しないことを意図していたことは明らかである。

また、原告は、平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、本件事業に係る売
上げを隠蔽すべく、戊に虚偽の説明をするなどして、本件事業に係る現金売上げはなく、本
件●●●口座への入金の一部が長期借入金であるとする虚偽の内容の総勘定元帳を作成させ、
もって、正確な消費税額の算定を困難にしたものであるから、かかる原告の行為は、当初か
ら課税標準等及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特
段の行為に当たるといふべきである。なお、上記「特段の行為」に当たる原告の行為は、平
成27年課税期間との関係では法定申告期限後の行為であるが、法定申告期限までに申告し

ないという確定的な意図の発現行為であると認められるから、法定申告期限後の行為であっても、重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

そして、上記のような意図を有していた原告が、法定申告期限内に消費税等の申告をしなかったことは、上記の意図に基づくものと認められる。

以上によれば、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間において、原告には通則法６８条２項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったというべきである。

(原告の主張)

被告が主張する本件事業に係る平成２７年３月期及び平成２８年３月期の売上げ及び事業所得の額はいずれも過大であり、実際の収支は赤字であった上、原告が戊から所得税等及び消費税等の申告が必要である旨伝えられたことはなく、原告は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等の申告が必要であるとは認識していなかった。

また、原告が戊に対し、本件事業に係る現金売上げがない旨の虚偽の回答をしたことも、事実反して本件外為入金の一部を借入金として処理するよう指示したこともない。

よって、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間において、原告に通則法６８条２項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったとはいえない。

(５) 争点５（本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があったか否か）について

(原告の主張)

本件調査において、本件調査担当者は、①平成２２年分から平成２４年分までの所得税等に係る税務調査を行う旨宣言していないにもかかわらず、本件事業組合の設立時からの本件各組合名義口座の預金元帳を調査し、もって、平成２２年分から平成２４年分までの所得税等に係る税務調査を行い、②原告に対し、本件外為入金のうち本件K借入金として認定したもの以外を原告個人の売上げと認めなければ、中国政府に情報交換要請を実施する旨発言して原告を脅し、③乙に対する反面調査において、乙宅のベランダに置いてあった鉢植えの土を掘り返すなどの違法な調査を行ったものであり、かかる違法な調査に基づく本件各処分も違法であって、取り消されるべきである。

(被告の主張)

本件調査において、本件調査担当者が平成２２年分から平成２４年分までの本件各組合名義口座の預金元帳を調査したのは、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等の額を認定するためであり、平成２２年分から平成２４年分までの所得税等の税額等を認定する目的によるものではない。

また、本件調査担当職員が原告を脅したとの事実及び本件調査担当職員が乙宅の調査においてベランダの鉢植えの土を掘り返したとの事実は、いずれも存在しない。

その他、本件調査担当者が本件調査の事実確認のために行った質問検査の範囲等については、いずれも質問検査の必要があり、かつ、これと相手方との私的利益との衡量において社会通念上相当な限度の範囲にとどまるものであるから、本件調査は、適法である。

(６) 争点６（本件各処分の理由の提示に不備があったか否か）について

(原告の主張)

更正処分における理由付記は、納税者がその理由を理解できるように具体的かつ詳細に記載しなければならないところ、本件所得税等各更正等処分における収入金額の算定根拠、本件消費税等各決定処分における課税売上高の算定根拠及び仕入れ税額控除の適用を認めない

とする理由（本件所得税等各更正等処分において多額の売上原価を認定しているにもかかわらず、本件消費税等各決定処分においてはその売上原価を課税仕入れとして認めていない。）につき、納税者がその理由を理解できるほどに具体的かつ詳細に記載されていないから、本件各処分の理由の提示には不備があり、違法である。

（被告の主張）

本件所得税等各処分に係る通知書には、本件所得税等各更正等処分の理由として、本件事業から生ずる収益が全て原告に帰属し、原告の事業所得に該当することにつき、その根拠となる法令及び事実を示した上で、事業所得に係る総収入金額の内容につき取引年月日、入金額、売上先等が記載され、必要経費として認定した売上原価、地代家賃及び発送費等については、その取引年月日、出金額及び内容等が記載されている。

また、本件消費税等各処分に係る通知書には、本件消費税等各決定処分の理由として、本件事業に係る資産の譲渡等が全て原告に帰属し、消費税等の申告義務があることにつき、その根拠となる法令及び事実を示した上で、課税標準額は事業所得に係る総収入金額から算出される金額であること、並びに控除対象仕入税額の算出基礎となる課税仕入れに係る取引年月日、支払対価の額及び内容（平成２７年課税期間においては控除対象仕入税額がない旨）が記載されている。

このような上記各通知書の記載内容からすれば、本件事業から生ずる収益及び資産の譲渡等の帰属を認定した上で、根拠を示して所得金額等が算出されているといえ、行政手続法１４条１項の趣旨目的を充足する程度に本件各処分の理由が提示されているというべきであるから、本件各処分の理由の提示に不備はない。

第３ 当裁判所の判断

- １ 争点１（本件各処分において、本件事業に係る収益及び資産の譲渡等が全て原告に帰属する又は全て原告が行ったものとして、その所得金額等の計算を暦年で行うことが適法であるか否か）について

（１）有限責任事業組合の組合事業に係る収益等の帰属について

ア 有限責任事業組合の組合事業から生じる所得については、その組合員が納税義務者となる（所得税法２２７条の２、措置法２７条の２等。なお、経産省ＬＬＰ問答集・問１及び４（甲１７）も参照）、組合員の当該組合事業に係る損益の額は、原則として、当該組合の損益の額のうち分配割合に応じて分配を受け又は負担すべき損益の額とし（所得税基本通達３６・３７共－１９（甲１５）参照）、当該組合契約において損益の分配の割合が定められていない場合には、その出資割合に従って損益を分配すべきである（経産省ＬＬＰ問答集・問２５参照）。また、有限責任事業組合の組合事業に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等についても、その組合員が当該組合事業の持分の割合又は利益の分配割合に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行ったこととすべきである（消費税基本通達１－３－１（甲１６）参照）。もっとも、有限責任事業組合の組合員が当該組合事業の業務執行に関与しないなど、組合員としての地位が単なる名義人にすぎず、その収益又は資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその収益又は資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該収益又は当該資産の譲渡等は、当該収益を享受する者に帰属し又は当該対価を享受する者が行ったものとして、所得税法又は消費税法の規定を適用するのが相当である（所得税法１２条、消費税法１３条１項参照）。

ところで、有限責任事業組合の組合員は、全員が何らかの形で業務執行を行うことが必要とされているところ（有限責任事業組合契約に関する法律13条参照）、その趣旨は、そもそも有限責任事業組合が、組合員全員がそれぞれの個性や能力を生かしつつ、共通の目的のために主体的に組合事業に参画することを可能とするために導入されたものであることに加え、損失の取込みだけを狙った租税回避目的の悪用を防ぐことにありと解される。そうすると、有限責任事業組合の組合員が行う必要のある「業務執行」とは、対外的な契約締結に関する行為やそのための交渉、具体的な研究開発計画の策定・設計、帳簿の記入、商品の管理、使用人の指揮・監督等、当該組合事業の運営上重要なものを指すものと解すべきであり、組合員が上記のような組合事業の運営上重要な業務を行っていないときは、当該組合員の組合員としての地位は、単なる名義人にすぎないものと認めるのが相当である。

イ そこで、上記アで述べた観点から、本件事業組合の設立経緯、本件事業に係る業務執行の状況、本件事業に係る損益の帰属等をみるに、前提事実及び掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件事業組合契約書には、本件事業組合の設立に当たり、原告が450万円（出資割合90.0%）、乙が49万円（出資割合9.8%）、丙が1万円（出資割合0.2%）を出資する旨記載されているものの、実際には、乙及び丙は、上記各金額を出資しておらず、原告が出資金500万円の全額を出資した。（前提事実（2）ア、乙15～17、66）

(イ) 原告は、本件事業組合における本件事業の開始、D社からE社への商品の仕入先の変更、商品の仕入先である上記両社との仕入単価の交渉やその決定、取引業者からの商品の受注の取りまとめ、商品の仕入先である上記両社に対する発注や発送の指示等につき、本件事業組合契約書8条の定めにかかわらず、理事会を開催するなどして乙らと協議することもなく、専ら原告のみの判断により行っていた。また、本件各組合名義口座につき、乙や知人のIに送金手続を指示して行わせることもあったが、基本的には原告自身が取引先に対する送金手続等を行うなど、原告が本件各組合名義口座を管理しており、本件各組合名義口座からは、原告個人名義で購入した高級外車の代金やその駐車場の賃料、原告の自宅の賃料等も支出されていた。さらに、現金による経費の支払も原告が行っており、取引先から回収した現金売上げは、原告がその自宅で管理していた。（前提事実（3）イ、乙1、7～9、15、18～22）

(ウ) 乙は、本件事業組合に関し、本件事業を開始する前の平成24年頃までは通帳の記帳作業等を行っていたほか、本件事業を開始した同年末頃以降は、本件事業に関し、E社の商品説明会等に出席して代理店や中国人の顧客に対して商品の説明をしたり、散発的に商品の発送や送金等の手続をしたりすることはあったが、対外的な契約締結に関する行為やそのための交渉、具体的な研究開発計画の策定・設計、帳簿の記入、商品の管理、使用人の指揮・監督等に関与することはなかった。また、乙は、原告から毎月10万円ないし20万円を受領していたが、これは、本件事業に係る損益の分配ではなく、生活費として受領していたものであった。（甲34～45、106、乙16）

(エ) 丙は、本件事業組合に関し、本件事業組合契約書の作成や本件事業組合の設立登記手続等を行い、原告からその対価として10万円を受領し、また、本件事業組合の平成2

3年3月期及び平成24年3月期の記帳代行作業を行い、原告からその対価として4万円を受領したが、本件事業組合が本件事業を開始した同年末頃以降、平成26年4月1日に本件事業組合を脱退するまでの間、丙が本件事業の業務に関与したり、本件事業に係る損益の分配を受けたりすることはなかった。（前提事実（2）イ、甲51、乙17、66）

ウ 上記イで認定した事実によれば、本件事業組合に対する出資は、その全額が原告によるものであり、原告の出資割合が100%である上、本件事業に係る契約の締結やそのための交渉、商品の価格の決定や受発注その他商品管理、本件各組合名義口座や現金の管理等、本件事業の運営上重要な業務については、専ら原告の判断や指示により行われており、また、本件各組合名義口座からは、原告個人名義の高級外車の代金やその駐車場の賃料、原告の自宅の賃料が支払われるなど、原告は、本件事業に係る収益を享受していると認められる。この点、原告は、上記高級外車や自宅を本件事業のために使用していた旨主張し、原告本人もこれに沿う供述をするが、かかる事実を認めるに足りる的確な証拠はないし（なお、原告の自宅については、その賃貸借契約書上、原告及びその家族の住居以外の目的に使用してはならないと定められている。乙22）、仮に、原告が上記高級外車や自宅を本件事業のために使用することがあったとしても、乙や丙が上記高級外車を日常的に利用していたなどの事情は認められないのであって、原告のみが本件事業に係る収益を享受してことに変わりはない（なお、乙が原告の自宅に居住していた期間があったとしても（前提事実（1）イ）、10万円ないし20万円の生活費（上記イ（ウ））とは別に、乙が本件事業に係る利益を享受していたとは認められない。）。

他方で、乙は、実際には本件事業組合に対する出資をしていない上、本件事業に関し、商品説明会への出席、代理店や顧客に対する商品の説明、散発的な商品の発送や送金等を行うことはあるものの、本件事業組合契約書8条の定めにかかわらず、前記のような本件事業の運営上重要な業務には関与せず、本件事業に係る損益の分配を受けたこともない。

また、丙も、実際には本件事業組合に対する出資をしていない上、丙が本件事業組合に関して行った作業等は、いずれも本件各年分及び本件各課税期間以前のものであり、丙が本件各年分及び本件各課税期間内に本件事業に係る何らかの業務に関与したとの事実は認められず、本件事業に係る損益の分配を受けたこともない。そして、丙は、平成26年4月1日をもって本件事業組合を脱退しており、同日以降は本件事業組合の組合員としての地位自体を失っている。

そうすると、乙及び丙は、いずれも本件事業組合契約上、本件事業組合の組合員とされているものの、本件事業につき、有限責任事業組合の組合員が行う必要のある「業務執行」を行っていたとはいえず、その組合員としての地位は、いずれも単なる名義人にすぎず、本件事業の収益や資産の譲渡等に対する対価を享受していないのに対し、専ら原告が本件事業に係る「業務執行」を行い、その収益や資産の譲渡等に対する対価を享受しているといえるから、本件事業の収益、本件事業に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等については、前記アの所得税基本通達や消費税基本通達等の適用はなく、所得税法12条及び消費税法13条1項に照らし、全て原告に帰属し又は全て原告が行ったものとするのが相当である。

エ（ア）これに対し、原告は、①乙及び丙は、それぞれ本件事業組合契約書に定められた出

資義務を履行したこと、②乙及び丙は、いずれも本件事業の業務を執行していたことから、両名の本件事業組合の組合員としての地位は実質的なものであった旨主張し、原告、乙及び丙もこれに沿う供述をする（原告本人、証人乙、甲94、105、106）。

（イ）しかし、上記①につき、平成22年10月22日付けで、本件事業組合契約書に記載されている乙及び丙の出資額に相当する金額が両名の名義で原告名義の預金口座に振込入金されているとの事実は認められるものの（甲33）、上記各振込入金は、いずれも同日付けで原告名義の別の預金口座に現金入金された50万円を原資として同預金口座から送金されたものであり、いずれも原告がその手続を行ったものと認められるから（乙42～44）、乙及び丙の出資額に相当する金額が両名の名義で振込入金されているとの事実をもって、両名が本件事業組合契約書に定められた出資義務を現実に履行したとは認められない。かえって、本件事業組合の出資金の総額は500万円であるところ（前提事実（2）ア）、その総勘定元帳（平成23年3月期）の資本金勘定には、摘要欄に「甲出資」（ここにいう「甲」とは原告を指すものと解される。）、貸方金額欄に「500万円」とのみ記載されている上（乙30）、原告、乙及び丙は、いずれも本件先行調査において、乙及び丙は実際には出資しておらず、原告が出資金500万円の全額を用意した旨供述していたことを併せ考えれば（乙15～17）、乙及び丙は、実際には本件事業組合契約書に定められた金額を出資しておらず、原告が出資金500万円の全額を出資したものと認められる（前記イ（ア））。

なお、原告は、原告及び乙に係る各質問応答記録書（乙7、15、16）につき、原告及び乙は、いずれも日本語能力が不十分であり、その記載内容を理解せずに署名等をしたものであるから、信用性がない旨主張する。しかし、原告は、本件先行調査時点において約12年間にわたり本邦に在留し、平成21年10月21日付けで帰化により日本国籍を取得している上、本件事業組合契約書やその他の本件事業に係る契約書も専ら日本語で作成していること（前提事実（1）ア、甲1、乙33～35、証人N、弁論の全趣旨）、乙も、本件先行調査時点において約15年間にわたり本邦に在留し、その間、約8年間にわたり自ら中華料理店を経営し、原告と同時に帰化により日本国籍を取得したものであることからすると（前提事実（1）イ）、それぞれ相当程度の日本語能力を有するものと推認される上、原告は、本件調査担当者に対し、その質問の中で理解できなかった日本語はなかった旨述べ（乙7）、また、乙も、本件調査担当者に対し、日本語で自らの経歴等を述べたものであるから（乙40）、いずれも本件調査担当者による質問の意味等を理解した上でこれに回答するに十分な日本語能力を有していたと認められるのであって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

（ウ）次に、上記②につき、乙の本件事業組合ないし本件事業への関与の態様ないし程度は、前記イ（ウ）で認定したとおりであり、乙は、E社の商品説明会において商品の説明をしたり、散発的な商品の発送や送金等の手続をしたりすることはあったものの、対外的な契約締結に関する行為やそのための交渉、具体的な研究開発計画の策定、設計、帳簿の記入、商品の管理、使用人の指揮・監督等の本件事業の運営上重要な業務には関与していなかったから、乙が本件事業につき、前記アで説示したような「業務

執行」を行っていたとは認められない。

また、丙の本件事業組合ないし本件事業への関与の態様ないし程度は、前記イ（エ）で認定したとおりであり、丙は、本件各年分及び本件各課税期間内に本件事業に係る業務に関与したことはなく、平成26年4月1日以降は本件事業組合の組合員としての地位自体を失っているのであって、丙が本件事業につき、上記「業務執行」を行っていたとはいえない。

（エ）以上のとおり、乙及び丙の本件事業組合の組合員としての地位が実質的なものであったとはいえず、原告の上記（ア）の主張を採用することはできない。

（2）有限責任事業組合の組合事業に係る収益等の帰属の時期について

ア 有限責任事業組合の組合員の組合事業に係る損益の額は、原則として、その年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入するが、組合事業に係る損益を毎年1回以上一定の時期において計算し、かつ、当該組合員への個々の損益の帰属が当該損益発生後1年以内である場合には、当該組合の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入するのが相当である（所得税基本通達36・37共-19の2参照）。そして、このことは、組合員の組合事業に係る資産の譲渡等の対価及び課税仕入れの額の計算についても同様とすべきである。

イ これを本件についてみると、本件事業組合契約において、組合員は、毎事業年度経過後2か月以内に、その事業年度の貸借対照表及び損益計算書等を作成するものとされていたが（前提事実（2）ア（オ））、本件全証拠によっても、本件事業組合の平成25年3月期から平成29年3月期までの貸借対照表及び損益計算書等が各事業年度経過後2か月以内に作成されたとの事実は認められない上、乙及び丙がその損益の分配を受けることもなかったから（前記イ（ウ）、（エ））、原告の本件事業に係る損益の額並びに本件事業に係る資産の譲渡等の対価及び課税仕入れ額について、本件事業組合の計算期間を基として計算すべき要件を満たすものではない。

そうすると、本件において、原告の本件事業に係る損益の額は、その年分の各種所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入すべきであり、また、このことは、原告の本件事業に係る資産の譲渡等の対価及び課税仕入れ額についても同様というべきである。

（3）以上によれば、原告の本件事業に係る所得金額等については、所得税法36条1項及び消費税法19条1項1号に基づき、暦年で計算を行うことが相当であるから、本件各処分において原告の本件事業に係る所得金額等の計算を暦年で行ったことは、適法である。

2 争点2（本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大であるか否か）について

（1）本件事業組合の本件事業に係る収入及び支出につき、前提事実及び掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件事業組合が本件事業のために使用していた銀行口座は、本件各組合名義口座のみであり、本件事業を開始した平成24年末以降の本件各組合名義口座への入金、全て本件事業に関するものであった。（前提事実（3）ウ、乙7～9）

イ 本件各組合名義口座への入金のうち、中国在住の投資家であるKからの借入金合計1億0124万9870円（本件K借入金）に係る入金以外は、オンライン決済サービスの一

種である●●、法人又は個人名義の振込入金等の全てが本件事業に係る売上げであった。
(乙7～9)

ウ 中国における本件事業に係る売上げは、原告名義の〇銀行の預金口座に入金され、その売上げの中から本件事業に係る経費を支払った後、その残金を随時、複数の知人名義の預金口座に振り込むなどし、それらの預金口座から本件各組合名義口座に送金されていた。
(乙7～9)

エ 本件事業組合は、本件事業に関し、P株式会社(以下「P社」という。)及びL社に対する現金売上げがあった。(甲52、乙7、41、証人I)

オ 本件事業組合の本件事業に係る収入及び支出につき、請求書や領収証等の原始記録、原告の手控えメモ等の収支を計算するための根拠書類は特段保存されていない。(乙7)

(2) 上記(1)で認定した事実によれば、本件各年分及び本件各課税期間における本件事業に係る総収入金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、本件各組合名義口座への入金額に現金売上げの額を加えた額から本件K借入金を差し引くことによって算出することができ、また、本件各年分における本件事業に係る所得金額は、上記方法により算出された総収入金額から本件各組合名義口座からの出金等により支払われた経費の額を差し引くことによって算出することができるものと認められる。

そして、本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額の算出過程は、別紙2の1及び2並びに別紙3の1及び2に各記載のとおりであり、本件各組合名義口座に係る各預金元帳のほか、原告の取引先に対する調査により収集された証拠等に基づき、上記の方法により算出されたものと認められるから、本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、適正である。

(3) これに対し、原告は、①本件外為入金は、借入金又は投資金であり、本件事業組合の売上げではなく、また、本件事業組合のL社に対する現金売上げは存在しないこと、②仮に、本件外為入金が本件事業組合の売上げであったとしても、消費税法7条1項1号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たるため、消費税が免除されること、③処分行政庁が認定した本件基準期間に係る課税売上高には原告の妻からの借入金が含まれており、本件基準期間に係る原告の実際の課税売上高は1000万円以下であったから、消費税を納める義務が免除されること、④原告名義の高級外車の取得費やその駐車場の賃料、原告の自宅の賃料は、経費として算入されるべきであることを理由として、本件各処分に係る事業所得の額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大である旨主張し、原告もこれに沿う供述をするが(甲105、原告本人)、以下に述べるとおり、これらの点に関する原告の供述を信用することはできず、原告の上記主張は、いずれも採用することができない。

ア 上記①につき、原告は、本件先行調査において、本件各組合名義口座の入金は、本件K借入金を除き、本件外為入金を含めて本件事業に係る売上げであること、L社に対する現金売上げがあることなどを供述していたにもかかわらず(乙7、15)、合理的な理由なく供述を変遷させている上(なお、原告に係る質問応答記録書につき、原告の日本語能力が不十分であり、その記載内容を理解せずに署名等をしたものであるから、信用性がない旨の原告の主張を採用することができないことは、前記1(1)エ(イ)で述べたとおりである。)、本件外為入金が借入金又は投資金であることを裏付ける金銭消費貸借契約書等の書類は存在しないこと、L社に対する現金売上げについては、本件事業組合が作成して

L社に交付した領収証（甲52、乙41）が存在することなどの事情に照らせば、本件外為入金が借入金又は投資金であり、L社に対する現金売上げはない旨の原告の供述は、たやすく信用することができない。

なお、上記領収証の発行者欄には本件事業組合の名称と異なる「株式会社有限責任事業組合C」との住所印が押されており、その所在地も当時の本件事業組合の登記簿上の主たる事務所の所在地（甲2）と異なるものの、L社が上記領収証を偽造したことをうかがわせる具体的な事情はなく、その動機も考え難いことからすれば、上記領収証は、本件事業組合が作成してL社に交付したものと認められる。

イ 次に、上記②につき、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡…に該当するもの」（消費税法7条1項1号）について消費税の免除を受けるためには、その課税資産の譲渡等が同号に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであることを要するところ（同条2項）、原告は、本件EMS伝票（甲100～103）が上記財務省令である消費税法施行規則5条1項2号所定の「帳簿」又は「書類」に当たる旨主張する。

しかしながら、同項柱書きが同項各号所定の書類又は帳簿をもって、消費税が免除される消費税法7条1項各号に掲げる課税資産の譲渡等への該当性に係る証明書類としているのは、その該当性の判断を的確に行うことにより消費税の公平・確実な賦課徴収を確保するためには、客観的な信用性の高い資料を整理、保存させることが必要不可欠であるためと解されるところ、事業者が郵便物に関して作成する書類について、単に消費税法施行規則5条1項2号所定の事項が記載されているというだけでは、直ちにその記載内容の客観的な信用性を定型的に認めることはできず、少なくとも通常の業務の過程において継続的かつ体系的に作成された帳簿であって初めて、定型的に一応の客観的な信用性を認めることができることに鑑みれば、同号の「帳簿」とは、同号所定の事項が継続的かつ体系的に記載されたものであることを要するものと解される。しかるに、本件EMS伝票は、その性質上、原告その他の本件事業組合の関係者が個別の輸出取引を行う都度、個別に作成したものにすぎないことは明らかであり、同号所定の事項が業務の過程において継続的かつ体系的に記載されたものではないから、同号の「帳簿」には当たらない（なお、本件EMS伝票の記載内容をまとめた一覧表（甲99）も、原告が本件訴訟の係属後に作成したものであり、同号の「帳簿」には当たらない。）。

また、本件EMS伝票は、原告その他の本件事業組合の関係者が作成したものであり、当該郵便物の受取人から交付を受けたものではないから、同号の「書類」に当たらないことは明らかである。

なお、EMS郵便物については、令和3年財務省令第18号による消費税法施行規則の改正により、その引受けを証する書類及び所定の事項が記載された当該郵便物に貼り付け又は添付した書類の写しをもって、消費税法7条1項各号に掲げる課税資産の譲渡等への該当性に係る証明書類とされたが（上記改正後の消費税法施行規則5条1項2号イ）、本件各課税期間に遡って同規定が適用されるものではなく、かかる改正がされたことにより、本件各課税期間当時の同号の規定の解釈が左右されるものではない。

したがって、本件EMS伝票は、同号の「帳簿」にも「書類」にも当たらないから、本件外為入金につき、消費税法7条1項1号により消費税の免税を受けることはできない。

ウ また、上記③につき、本件事業組合の平成25年3月期に係る総勘定元帳をみても、原告以外からの借入金は計上されていない上（乙58）、当該入金が原告の妻からの借入金であることを裏付ける金銭消費貸借契約書等は証拠として提出されておらず、処分行政庁が認定した本件基準期間に係る課税売上高に原告の妻からの借入金が含まれているとは認められない。

エ そして、上記④につき、そもそも原告が原告名義の高級外車や原告の自宅を本件事業のために使用していたと認めるに足りる的確な証拠がないことは、前記1（1）ウで述べたとおりである。

（4）以上のとおり、本件各処分における本件事業に係る所得金額及び課税資産の譲渡等の対価の額は、適正である

3 争点3（本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額及び控除対象仕入税額が過少であるか否か）について

（1）個人事業主が消費税法30条1項に基づいて課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、その課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を整理し、申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければならない（同法30条7項、消費税法施行令50条1項、措置法86条の4第1項、2項、措置法施行令46条の4第2項）。

そして、個人事業主を含む事業者が、税務職員による検査に当たり適時に帳簿及び請求書等を提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、消費税法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り（同項ただし書）、同条1項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁参照）。

（2）これを本件についてみるに、原告が本件各課税期間の消費税につき、消費税法30条1項に基づいて課税仕入れに係る消費税額の控除を受けるためには、遅くとも本件各基準日（平成25年課税期間については平成26年4月1日、平成26年課税期間については平成27年4月1日、平成27年課税期間については平成28年4月1日、平成28年課税期間については平成29年4月1日）までに、それぞれ帳簿及び請求書等を整理し、以後7年間これを保存し続けることが必要となる。

そして、証拠（甲73～77、乙10～14、23～25、58、証人戊、証人I、証人Q）によれば、①本件各課税期間における本件事業組合の帳簿及び請求書等としては、丁税理士が作成した平成25年3月期及び平成26年3月期の総勘定元帳、G社が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳、Iが作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳、J税理士が作成した平成25年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳、原告から提示された領収証等が存在すること、②これらのうち、本件各基準日までに作成され、保存が開始されたものは、丁税理士が作成した平成25年3月期及び平成26年3月期の総勘定元帳、G社が作成した平成28年3月期（このうち同年1月1日から同年3月31日までの期間に係る部分）及び平成29年3月期の総勘定元帳、

J 税理士が作成した平成28年3月期の総勘定元帳（このうち同年1月1日から同年3月31日までの期間に係る部分）、原告から提出された領収証等に限られることがそれぞれ認められる。

そうすると、本件において、消費税法30条1項に基づく課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるのは、上記②の各総勘定元帳及び領収証等に記載された取引に係るものに限られるというべきである。

- (3) これに対し、原告は、①保存開始の基準日までに帳簿作成に係る契約を締結していたIが作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳に記載された課税仕入れに係る消費税額も控除されるべきである、②本件所得税等各更正処分において売上原価として認定された金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に含めるべきである、③原告名義の高級外車の取得費やその駐車場の賃料、原告自宅の賃料につき、仕入れ税額控除が認められるべきである旨主張する。

しかし、上記①につき、課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるための要件は前記(1)で述べたとおりであって、帳簿の保存開始の基準日までに帳簿作成に係る契約を締結していたか否かは、何ら関係がない。なお、原告は、本件調査担当職員がM税理士に対し、保存開始の基準日までに帳簿作成に係る契約を締結していれば基準日から保存していたと認める旨述べたと主張するが、本件調査担当職員が上記発言をしたと認めるに足りる的確な証拠はない上、仮に、上記発言があったとしても、本来あるべき正当な計算処理をすることが妨げられるものではない。

また、上記②についても、課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるための要件は前記(1)で述べたとおりであるから、本件所得税等各更正等処分において売上原価として認定されたとしても、同要件を満たさないのであれば、課税仕入れに係る消費税額の控除の対象とならないことは当然である。

そして、上記③につき、そもそも原告が原告名義の高級外車や自宅を本件事業のために使用していたと認めるに足りる的確な証拠がないことは、前記1(1)ウで述べたとおりである。

したがって、原告の上記主張は、いずれも採用することはできない。

- (4) 以上によれば、本件において、消費税法30条1項に基づく課税仕入れに係る消費税額の控除が認められるのは、前記(2)②の各総勘定元帳及び領収証等に記載された取引に係るものに限られるところ、本件消費税等各決定処分の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除対象仕入税額は、別紙3のとおりであり、前記(2)②の各総勘定元帳及び領収証等の記載に基づき算出されたものと認められるから、これらの額は、適正である。

4 小括

前記1から3までの認定及び判断によれば、本件所得税等各更正等処分において認定された各種所得の金額及びその前提となる本件事業に係る売上高や必要経費等、本件消費税等各決定処分において認定された課税標準額、課税仕入れに係る支払対価の額等は、いずれも適正なものと認められる。

- 5 争点4（平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、原告に通則法68条2項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったか否か）について

- (1) 通則法68条2項に規定する重加算税の制度は、納税者が隠蔽、仮装という不正手段を用

いて法定申告期限内に納税申告書を提出しなかった場合に、無申告加算税（同法66条1項参照）よりも重い行政上の制裁を科することにより、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものであるから、重加算税を課するためには、納税者が法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったこと（無申告行為）そのものが隠蔽、仮装に当たるというだけでは足りず、無申告行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた無申告行為があることを要するものである。しかし、上記重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から課税標準額等及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき法定申告期限内に納税申告書を提出しなかった場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解される（最高裁平成●●年（○○）第●●号同7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）。

そして、上記重加算税制度の趣旨に鑑みれば、法定申告期限後に具体的な「隠蔽、仮装と評価すべき行為」や課税標準額等及び税額等を申告しないとの「意図を外部からもうかがい得る特段の行動」が行われた場合であっても、それが法定申告期限までに申告しないという確定的な意図の発現行為と認められるときには、重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

- (2) 本件において、原告は、法定申告期限までに平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の申告をしていないところ（前提事実(4)）、その経緯等をみるに、前提事実及び掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 丁税理士は、その顧問先からの紹介により原告と知り合い、原告から本件事業組合の平成24年3月期以降の決算関係書類の作成や原告の所得税等の申告手続を依頼された。丁税理士は、原告が有限責任事業組合であれば税務申告が不要であると聞いている旨述べたことから、原告に対し、有限責任事業組合は、いわゆるパススルー課税であるため有限責任事業組合としての税務申告は不要であるが、有限責任事業組合に利益が生じた場合には、その分配の有無にかかわらず、組合員として税務申告が必要である旨説明した。

丁税理士は、本件事業組合の平成24年3月期の総勘定元帳等を作成するとともに、原告の平成24年分の所得税等の確定申告書を作成して提出した。他方で、平成25年3月期及び平成26年3月期については、丁税理士の求めにかかわらず、原告が必要な書類の一部を提出しなかったため、その決算を確定させることができず、原告の平成25年分以降の所得税等の確定申告書を作成、提出するには至らなかった。もっとも、丁税理士は、原告から提出された資料に基づく限度でも、平成25年3月期及び平成26年3月期において本件事業組合に利益が生じていることが分かったため、原告に対し、所得税等の確定申告をする必要がある旨説明するとともに、上記各期の暫定的な決算書類を交付した。

（以上につき、前提事実(3)エ(ア)、乙10、11、31、32、69、70）

イ G社及び税理士法人Hは、G社の従業員であり、かねてより原告の知人であったIの紹介により、平成28年6月頃、本件事業組合との間で、本件事業組合の記帳代行や決算代行等を行う旨の業務委託契約（本件業務委託契約）を締結し、I及びG社の取締役であった戊が担当者として平成27年3月期から平成29年3月期までの総勘定元帳や決算書の作成を行うこととなった。具体的には、Iが原告から提出された通帳や領収証等の資料に

基づく会計システムへの入力作業等を行い、戊は、原告に対する資料の提出依頼や完成した決算書類等に基づく経営上の助言、I に対する業務上の指示や助言等を行っていた。

戊と原告とは、本件業務委託契約の締結時から本件調査の開始時までの間に少なくとも5回以上面談をしたことがあり、その際には、いずれもIが立ち会っていた。戊と原告との間の会話は、専門的な会計用語についてはIが通訳することもあったが、基本的には日本語で行われていた。(以上につき、前提事実(3)エ(イ)、乙12、67、68、証人戊)

ウ 戊は、本件業務委託契約に先立ち、原告から本件事業組合の過去の帳簿等の提出を受けていたところ、それらによれば、本件事業組合の売上高が1000万円を超えており、利益も生じていたことから、本件業務委託契約を締結する際、原告に対し、本件事業組合に利益が生じた場合には原告の所得税等の申告が必要となるほか、消費税等の納付義務があり、仕入れ税額控除を受けるためには、一定の書類の保存義務があることなどを説明した。(乙12、67、証人戊)

エ 戊は、本件事業組合の平成27年3月期の帳簿等の作成を開始するに当たり、当初、原告から本件事業組合の売上は本件●●●口座のみで管理しており、現金売上げはないと聞いていたため、原告から本件●●●口座に係る通帳を預かり、丁税理士が作成した過去の帳簿等を参考にしてその作成を開始したところ、丁税理士が作成した過去の帳簿等には、本件●●●口座の入金及び現金売上げも売上高として計上されていた。そこで、戊は、原告に対し、本件●●●口座の通帳の提出を求めるとともに、本件事業に使用している他の預金口座の有無及び現金売上げの有無を確認したところ、原告は、本件●●●口座の通帳を提出する一方、本件事業に使用している他の預金口座及び現金売上げはいずれもない旨回答した。

また、戊は、原告から本件各組合名義口座への入金は売上げであると聞いていたが、平成28年10月頃、原告から本件外為入金の一部につき借入金として処理するよう指示を受けたため、その指示に従い、長期借入金として計上する一方、原告に対し、当該入金が借入金であることを裏付ける金銭消費貸借契約書等の資料を提出するよう求めたが、原告からは戊が求めた資料は何ら提出されなかった。

そのため、G社が作成した平成27年3月期及び平成28年3月期の本件事業組合の総勘定元帳は、売上高として実際の売上げより少ない金額が計上されたものとなったが、それでも平成27年3月期の売上高は約7億6264万円、平成28年3月期の売上高は約6億6488万円に達していた。(以上につき、乙12、23、24、67、証人戊)

オ 戊は、平成28年10月頃、本件事業組合の平成27年3月期の当期利益が黒字となっており、平成28年3月期も仕入金額が売上金額を上回っているものの、棚卸高を考慮すると利益が生じているものと思われたことから、原告に対し、所得税等及び消費税等を申告する必要がある旨説明した。これに対し、原告が本件事業組合にはそれほど利益が生じていない旨述べたことから、戊は、原告に対し、そうであれば、経費に係る資料を提出するよう求めたが、原告からは戊が求めた資料は何ら提出されなかった。(以上につき、乙12、67、証人戊)

(3) ア 上記(2)で認定した事実によれば、原告は、丁税理士から、有限責任事業組合に利益が生じた場合には、その分配の有無にかかわらず、組合員として税務申告が必要であ

ることの説明を受けていたから（前記（２）ア）、少なくとも、本件事業組合に利益が生じた場合には原告個人として所得税等及び消費税等の申告をすべき義務を負うことは理解していたものと認められる。

そして、本件事業組合においては、専ら原告が本件事業に係る商品の価格の決定や受発注その他商品管理、本件各組合名義口座や現金の管理等を行っていたから（前記（１）イ）、原告は、本件事業組合の売上高や経費、利益の発生状況等を把握していたものと推認されるところ、G社が作成した平成２７年３月期及び平成２８年３月期の本件事業組合の総勘定元帳上、平成２７年３月期の売上高は約７億６２６４万円、平成２８年３月期の売上高は約６億６４８８万円とされており（実際の売上高は、現金売上げや原告の指示により借入金として処理された本件外為入金の一部が加わるため、これらを上回ることとなる。前記（２）エ）、本件平成２７年所得税等更正処分及び本件平成２８年所得税等更正処分において、原告の事業所得として、それぞれ約２億５８１９万円、約１億２００８万円と非常に高額の事業所得が認定されていることに鑑みれば（甲６、７）、原告は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の当時、その正確な金額はともかく、本件事業組合には多額の売上げがあり、多額の利益が生じており、これにより原告に多額の事業所得が生じることを認識していたものと認められる。それにもかかわらず、原告は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等につき、その法定申告期限までに申告せず、平成２８年３月１０日に本件平成２７年分所得税等申告書を提出した際にも、上記各課税期間の消費税等の申告はしなかった（前提事実（４）ア）。その後も、本件業務委託契約を締結した平成２８年６月頃及び同年１０月頃、戊から消費税等を申告する必要がある旨の説明を受け（前記（２）ウ、オ）、さらに、同年１１月以降、本件各課税期間の消費税等に係る実地調査も行われたが（前提事実（４）イ、エ）、それでもなお、原告は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等の申告をしなかった。

このように、原告は、消費税等を申告すべき一般的な義務があることのみならず、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の当時、これらの各課税期間の消費税等を申告すべき具体的な義務があることについても認識していたが、それにもかかわらず、これらの法定申告期限までに申告せず、その後も、たびたび申告する契機があったのに、その申告をしなかったのであって、このような事実からすれば、原告は、当初から上記各課税期間の消費税等の申告をしないことを意図していたものと認められる。

イ そして、原告は、本件事業組合の記帳代行や決算代行等の業務を委託していたG社の戊から本件事業に係る現金売上げの有無を問われ、現金売上げがない旨の虚偽の回答をするとともに、戊に対し、本件外為入金の一部につき、本件事業の売上げではなく借入金である旨の虚偽の説明をし、これにより、G社をして、売上高として実際の売上げより少ない金額が計上された虚偽の総勘定元帳を作成させたものであって（前記（２）エ）、このような原告の行動は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等の申告をしない意図を外部からもうかがい得る特段の行動に当たり、かつ、それらの法定申告期限までに申告しないという確定的な意図の発現行為と認められるというべきである。

ウ なお、前記（２）で認定した事実は、丁税理士及び戊の供述に基づく部分が大きいと

ころ、丁税理士は、原告から本件事業組合の決算関係書類の作成等を依頼された税理士であり（前提事実（３）エ（ア））、戊は、原告から本件事業組合の記帳代行や決算代行等を受託したG社の取締役であり、担当者として本件事業組合の総勘定元帳等の作成に当たったものであって（前提事実（３）エ（イ））、いずれも原告とは、専らその業務上の関係を有していたにすぎず、あえて原告に不利となる虚偽の供述をする動機を認め難い上、その供述内容をみても、格別、不自然不合理な点は見当たらないことに鑑みれば、前記（２）で認定した事実に沿う丁税理士及び戊の供述は、信用することができる。

これに対し、原告は、税理士資格を有しない戊が原告に対して税務申告をする必要があると述べることは税理士法に違反する行為であるから、戊がこのような発言をするとは考えられないなどとして、戊の供述は信用できない旨主張する。しかし、個人事業者において、当該事業につき多額の利益が生じていれば、特段の事情がない限り税務申告をして所得税等や消費税等を納付すべき義務を負うことは、いわば常識ともいえる事柄であるし、少なくとも戊は、上記発言をすることが税理士法に違反するとは考えていなかったというのであるから（証人戊）、仮に、税理士資格を有しない者が上記発言をすることが税理士法に違反するとしても、戊がそのような発言をするとは考えられないとか、戊の供述が信用できないなどということはできない。その他、原告は、戊の供述を信用することができない事情として種々主張するが、いずれもその信用性を否定するに足りる事情とは認め難いのであって、戊の供述に関する原告の上記主張は採用できない。

（４）また、原告は、①本件事業組合の平成２７年３月期及び平成２８年３月期の収支は赤字であり、戊から消費税等の申告が必要であると言われたこともないため、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等の申告が必要であるとは認識していなかった、②戊に対し、本件事業に係る現金売上げがない旨の虚偽の回答をしたことも、事実と反して本件外為入金の一部を借入金として処理するよう指示したこともない旨主張し、原告及びIもこれに沿う供述をするが（甲９７、１０５、証人I、原告本人）、以下に述べるとおり、これらの点に関する原告及びIの供述を信用することはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

ア 上記①のうち、本件事業組合の平成２７年３月期及び平成２８年３月期の収支が赤字であったとの点につき、本件平成２７年所得税等更正処分及び本件平成２８年所得税等更正処分（甲６、７）によれば、原告の平成２７年分の本件事業に係る売上高は約８億９６５２万円、その事業所得は約２億５８１９万円であり、平成２８年分の本件事業に係る売上高は約６億９２８０万円、その事業所得は約１億２００８万円であって、いずれも多額の売上高及び事業所得が生じており、また、本件平成２７年課税期間消費税等決定処分及び本件平成２８年課税期間消費税等決定処分（甲１０、１１）によれば、原告の平成２７年課税期間の課税標準額は約８億３０１１万円、課税仕入れに係る支払対価の額は０円であり、平成２８年課税期間の課税標準額は約６億４１４８万円、課税仕入れに係る支払対価の額は約８１６４万円であって、いずれも多額の消費税等の納付義務が生じることは明らかである（なお、上記各処分において認定された各種所得の金額及びその前提となる本件事業に係る売上高や必要経費等、課税標準額及び課税仕入れに係る支払対価の額等が適正と認められることは、前記４で述べたとおりである。）。そして、原告がこのことを認識していたものと認められることは、前記（３）アで述べたとおりである。

また、上記①のうち、戊から消費税等の申告が必要であると言われたことがないとの点につき、前記（３）ウで述べたとおり、信用することのできる戊の供述等に基づく前記（２）の認定事実と反するものであって、この点に関する原告及びIの供述は信用し難い。

イ 上記②のうち、本件事業に係る現金売上げがない旨述べたことはないとの点につき、本件事業組合には、P社及びL社に対する現金売上げがあったにもかかわらず（前記２（１）エ、（３）ア）、G社が作成した本件事業組合の平成２７年３月期及び平成２８年３月期の総勘定元帳の売上高に現金売上げが一切計上されていないところ（乙２３、２４）、その理由としては、戊が現金売上げの有無の確認を怠り、現金売上げはないものと誤信したか、又は戊が現金売上げの有無を確認したにもかかわらず、原告が戊に対して現金売上げはない旨の虚偽の回答をしたことが考えられる。しかるに、一般に、決算代行等の業務を行うに当たり、当該事業者の売上高や経費を正確に把握することは極めて基本的かつ重要なことであるから、本件事業組合に係る決算代行等の業務を行う過程において、戊が原告に対して現金売上げの有無を確認することは自然なことであるし、戊がG社の取締役であり、Iに対する業務上の指示や助言等を行う立場にもあったことも併せ考えると（前記（２）イ）、戊が現金売上げの有無の確認を怠ったとはにわかに考え難い。そうすると、戊は、原告に対し、現金売上げの有無を確認したにもかかわらず、原告が戊に対し、現金売上げはない旨述べたことが認められる。

また、上記②のうち、原告が事実と反して借入金として処理するよう指示したことはないとの点は、本件各組合名義口座には、G社作成の総勘定元帳において「借入金」として仕訳された入金以外にも、「外為関係」と摘要欄に表示された多数の入金があるところ（乙８、９）、仮に、原告からの指示がなかったとすれば、戊又はIが原告の指示や具体的な根拠資料もないのに、売上金であるか借入金であるかを勝手に判断して仕訳をしたことになるが、このような仕訳方法は、一般的にもG社においても相当な方法とはされておらず（証人戊、証人Q）、G社の取締役であった戊又は同社の従業員であったIがこのような仕訳方法をとることは考え難いのであって、この点に関するIの証言は、にわかに信用することができない。そうすると、本件外為入金の一部が借入金として処理されているのは、原告の指示によるものと認められる。

- （５）以上によれば、原告は、平成２７年課税期間及び平成２８年課税期間の消費税等につき、当初から課税標準額及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき法定申告期限内に納税申告書を提出しなかったと認められるから、原告には通則法６８条２項に規定する隠蔽又は仮装の事実があり、重加算税の賦課要件を満たすものと認められる。

６ 争点５（本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があったか否か）について

- （１）通則法７４条の２第１項は、国税庁等又は税関の当該職員に、所得税（１号）又は消費税（３号）に関する調査について必要があるときは質問検査等を行う権限を付与しているところ、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられていると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同５８年７月１４日第一小法廷判決・訟務月報３０巻１号１５１頁参照）。

そして、このような税務調査の手続は、租税の公平及び確実な賦課徴収のため課税庁が課税要件の内容を構成する具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であって、その調査により課税標準の存在が認められる限り課税庁としては課税処分をしなければならないのであり、また、更正処分等の取消訴訟においては客観的な課税標準の有無等が争われ、これについて実体的な審査がされるのであるから、税務調査の手続の瑕疵は、原則として更正処分等の適法性に影響を及ぼすものではなく、例外的に、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当な限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分等をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分の取消事由となるものと解するのが相当である。

- (2) 原告は、本件調査において、本件調査担当者が、①税務調査を行う旨の宣言の対象期間外の本件各組合名義口座の預金元帳を調査し、もって、その対象期間外の税務調査を行い、②原告に対し、本件外為入金のうち本件K借入金として認定されたもの以外を原告個人の売上げと認めなければ、中国政府に情報交換要請を実施する旨発言して原告を脅し、③乙宅のベランダに置いてあった鉢植えの土を掘り返すなどの違法な調査を行った旨主張する。

しかし、上記①につき、一般に、税務調査において税務調査の対象期間に係る課税標準や税額等を適正に認定するためには、当該税務調査の対象期間のみならず、その前後の期間に係る入出金の状況や帳簿類の記載等についても調査、確認し、両者を比較対照して検討する必要があることも想定されるから、当該税務調査の対象期間外の入出金の状況等を調査、確認したことをもって、直ちに当該税務調査の対象期間外の期間に係る税務調査を行ったものとはいえない。しかるに、本件調査において、本件担当調査官が平成22年分から平成24年分までの本件各組合名義口座の預金元帳を調査、確認したことが、本件調査の対象である本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等の各課税標準や税額等を適正に認定するとの目的を超え、本件各年分より前の所得税等又は本件各課税期間より前の消費税等に係る税務調査をも目的としたものであったと認めるに足りる証拠はない。

また、上記②につき、本件調査において、本件調査担当者は、原告が本件外為入金について借入金であると主張するものの、その一部についてしか金銭消費貸借契約書等の証拠書類を提出しなかったことから、原告に対し、上記主張内容を確認するため中国政府に情報交換要請を実施することとなり、その場合、中国政府から原告に対し、事実関係の確認等が行われる可能性がある旨述べたことが認められるところ（乙29）、原告は本件外為入金が借入金であると主張しながら、その証拠書類を提出しないのであるから、本件調査担当者としては、当該主張の真偽を確認すべく更なる調査を行う必要があることは明らかである。そして、中国政府に対する情報交換要請は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定26条に基づく正当な調査手法の一つであるから、本件調査担当者がこれを実施する可能性に言及したことをもって、原告に対する「脅し」などと評価することはできない。

そして、上記③につき、乙は、当該主張に沿う供述をする一方（証人乙、甲47）、乙宅において反面調査を実施した本件調査担当者は、かかる事実は存在しない旨供述しているところ（乙28）、乙宅における反面調査当日に撮影したものと認められる乙宅のベランダを撮影した写真（甲50）をみても、ベランダに置かれた鉢植えの土が掘り返されたことをうかがわせる形跡を認め難いことに照らせば、この点に係る乙の供述は、にわかに信用するこ

とができない。

その他、本件全証拠によっても、本件調査の手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当な限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び、何らの調査なしに本件各処分をしたに等しいものと評価を受けるべき事情は認められない。

- (3) 以上のとおり、本件調査につき、その手續が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当な限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び、何らの調査なしに本件各処分をしたに等しいとの評価を受けるような事情は認められないから、本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があるとはいえない。

7 争点6（本件各処分の理由の提示に不備があったか否か）について

- (1) 本件各処分には、行政手続法14条が適用される（通則法74条の14第1項参照）、行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合には同時にその理由を名あて人に示さなければならないとしているのは、名あて人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。
- (2) そこで、本件消費税等各処分に係る通知書（甲4～7）をみると、本件所得税等各更正等処分の理由として、①本件事業は、原告がその業務全般を執行しており、原告のみが本件事業から生ずる収益を享受していたことから、所得税法12条の規定より、本件事業から生ずる収益の全てが原告に帰属する所得と認められること及びその根拠となる具体的事実、②事業所得に係る総収入金額として認定した金額につき、取引年月日、入金額、売上先（入金元）及びその内容、③必要経費として認定した売上原価、地代家賃及び発送費等につき、取引年月日、出金額、取引先（支払先）及びその内容が記載されており、また、本件所得税等各加算税賦課決定処分の理由として、①その根拠条文、②本件所得税等各更正等処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに更正前の税額の計算の基礎とされなかったこと及び所得税等の期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められるものはないことがそれぞれ記載されているのであって、これらの記載を見れば、原告において、処分行政庁がいかなる事実関係に基づき、いかなる法令を適用して本件所得税等各処分をしたのかを十分了知し得たといえることができる。

また、本件消費税等各処分に係る通知書（甲8～11）をみると、本件消費税等各決定処分の理由として、①本件事業は、原告がその業務全般を執行しており、原告のみが本件事業から生ずる収益を享受していたことから、消費税法13条の規定により、本件事業から生ずる収益の全てが原告に帰属する所得と認められること及びその根拠となる具体的事実並びに消費税等の申告義務があること、②課税標準額につき、本件各課税期間における事業所得の総収入金額から算出される金額であること、③控除対象仕入税額につき、その算出の基礎となる課税仕入れに係る取引年月日、支払対価の額及びその内容（平成27年課税期間においては控除対象仕入税額がない旨）が記載されており、また、本件各重加算税賦課決定処分の

理由として、①その根拠条文、②仮装又は隠蔽の事実が認められること及びその根拠となる具体的事実、③消費税等の期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められるものはないことがそれぞれ記載されているのであって、これらの記載を見れば、原告において、処分行政庁がいかなる事実関係に基づき、いかなる法令を適用して本件消費税等各処分をしたのかを十分了知し得たと認められる。

そうすると、本件各処分に係る各通知書の上記記載は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという理由の提示の趣旨（前記（１））との関係において、本件各処分をした理由の提示として、欠けるところはないものと認められる。

（３）以上によれば、本件各処分の理由の提示に不備があったとはいえない。

第４ 結論

よって、本件各処分はいずれも適法であり、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３部

裁判長裁判官 篠田 賢治

裁判官 渡邊 哲

裁判官 鈴木 真耶

別紙 1

関係法令の定め

1 所得税法

(1) 所得税法 12 条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、所得税法の規定を適用する旨規定している。

(2) 所得税法 36 条 1 項は、その年分の事業所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨規定している。

2 消費税法等

(1) ア 消費税法 7 条 1 項は、事業者（同法 9 条 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの（同法 7 条 1 項 1 号）等については、消費税を免除する旨規定している。

イ 消費税法 7 条 2 項は、同条 1 項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨規定している。

(2) 消費税法 13 条 1 項（平成 27 年 3 月 31 日以前に行う資産の譲渡等については平成 27 年法律第 9 号による改正前の消費税法 13 条。以下同じ。）は、法律上資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、消費税法の規定を適用する旨規定している。

(3) 消費税法19条1項1号は、消費税法における「課税期間」とは、個人事業者については1月1日から12月31日までの期間とする旨規定している。

5 (4)ア 消費税法30条1項（課税仕入れのうち、平成26年3月31日以前に行われたものについては平成24年法律第68号による改正のうち平成26年4月1日施行前のもの、同日以降に行われたものについては同改正のうち令和元年10月1日施行前のもの。以下同じ。）は、事業者（同法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の同法45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している。

10 イ 消費税法30条7項（平成27年3月31日以前に行う資産の譲渡等については平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）は、同条15 1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れ額に係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存のない課税仕入れ等の税額については、適用しない旨、ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない旨規定している。

20 (5) 消費税法施行令50条1項（平成31年政令第99号による改正前のもの。以下同じ。）は、消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿については25 その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年

間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければならない旨規定している。

- 5 (6) 消費税法施行規則5条1項（平成31年財務省令第10号による改正前のもの。ただし、平成26年課税期間の消費税等については、平成27年財務省令第27号による改正前のもの。以下同じ。）は、消費税法7条2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項1号に掲げる資産の譲渡等に該当する者を行
10 った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じこれらに定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたものとする旨規定している。

ア 消費税法7条1項1号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合（次のイに掲げる場合を除く。）、当該資産の輸出に係る税関
15 長から交付を受ける輸出の許可若しくは積込みの承認があったことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、①当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地（以下「住所等」という。）、②当該資産の輸出の年月日、③当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額、④当該資産の仕向地が記載さ
20 れたもの（1号）

イ 消費税法7条1項1号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法76条1項に規定する郵便物に限る。以下同じ。）として当該資産を輸出した場合、当該輸出した業者が、上記アの②及び③に掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載
25 した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で上記アの①及び③に掲げる事項並びに当該郵便物の受取りの年月日が

記載されているもの（２号）

3 租税特別措置法（以下「措置法」という。）等

5 (1)ア 措置法８６条の４（平成２９年法律第４号による改正前のもの。以下同じ。なお、平成２７年法律第９号による改正前のものは、見出しのみ改正されている。）第１項は、消費税法２条１項３号に規定する個人事業者のその年の１２月３１日の属する課税期間に係る同法４５条１項の規定による申告書の提出期限は、同条１項の規定にかかわらず、その年の翌年３月
31日とする旨規定している。

10 イ 措置法８６条の４第２項は、同条の４第１項の規定の適用がある場合における消費税法３０条７項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他措置法８６条の４第１項の規定に関し必要な事項は、政令で定める旨規定している。

15 (2) 租税特別措置法施行令（以下「措置法施行令」という。）４６条の４第２項（平成２９年政令第１１４号による改正前のもの、平成２７年９月３０日以前に行う課税資産の譲渡等については平成２７年政令第１４８号による改正前のもの。以下同じ。）は、措置法８６条の４第１項の規定の適用がある場合における消費税法施行令の規定の適用については、同令５０条１項中「経過した日」とあるのは「経過した日（措置法８６条の４第１項の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。）」
20 とする旨規定している。

4 国税通則法（以下「通則法」という。）

25 (1) 通則法６８条２項（令和４年法律第４号による改正前のもの。ただし、平成２７年課税期間の消費税等については平成２８年法律第１５号による改正前のもの。以下同じ。）は、同法６６条１項（無申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮

装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

- 10 (2) 通則法74条の2第1項（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）は、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員は、所得税（1号）又は消費税（3号）に係る調査について必要があるときは、所得税法の規定による所得税の納税義務がある者等又は消費税法の規定による消費税の納税義務がある者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を
15 検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる旨規定している。

以 上

別紙2

本件所得税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件所得税等各更正等処分の根拠

5 原告の本件各年分の所得税等に係る総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 平成25年分

ア 総所得金額（別表1「平成25年分」欄の順号①）

1512万1497円

10 上記金額は、次の(ア)の事業所得の金額及び(イ)の給与所得の金額の合計金額である。

(ア) 事業所得の金額（別表1「平成25年分」欄の順号②）

1086万1497円

15 上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額（別表2「平成25年分」欄の順号①）

1億5150万2807円

20 上記金額は、本件各組合名義口座に係る各預金元帳並びに原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した平成25年分の本件事業に係る収入金額の合計金額である。

b 必要経費の合計額（別表2「平成25年分」欄の順号⑩）

1億4064万1310円

25 上記金額は、本件各組合名義口座に係る各預金元帳及び原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した本件事業に係る平成25年分の必要経費の各金額の合計金額であり、その内訳は、別表2「平成25年分」欄の順号⑤から⑩までのとおりである。

(イ) 給与所得の金額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号③)

426 万円

上記金額は、原告が本件平成 25 年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第 4 号証 1 枚目⑥欄)。

5 イ 所得控除の額の合計額 (別表 1 の「平成 25 年分」欄の順号④)

213 万 3024 円

上記金額は、次の(ア)から(エ)までの各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号⑤)

99 万 3024 円

10 上記金額は、原告が、平成 25 年中に支払った国民健康保険料の金額であり、社会保険料控除 (所得税法 74 条。ただし、平成 25 年法律第 63 号による改正前のもの) の対象となる金額である。

(イ) 配偶者控除の額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号⑥)

38 万円

15 上記金額は、原告が本件平成 25 年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第 4 号証 1 枚目⑪～⑫欄)。

(ウ) 扶養控除の額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号⑦)

38 万円

20 上記金額は、原告が本件平成 25 年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第 4 号証 1 枚目⑬欄)。

(エ) 基礎控除の額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号⑧)

38 万円

上記金額は、原告が本件平成 25 年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第 4 号証 1 枚目⑭欄)。

25 ウ 課税総所得金額 (別表 1 「平成 25 年分」欄の順号⑨)

1298 万 8000 円

上記金額は、前記アの総所得金額1512万1497円から前記イの所得控除の額の合計額213万3024円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)ウ、(3)ウ及び(4)ウにおいて同じ。）である。

エ 納付すべき税額（別表1「平成25年分」欄の順号⑭）

239万4700円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)及び(エ)の各金額を控除した後の金額（ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）24条2項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)エ、(3)エ及び(4)エにおいて同じ。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表1「平成25年分」欄の順号⑩）

275万0040円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1298万8000円に所得税法89条（平成25年法律第5号による改正前のもの。後記(2)エ(ア)において同じ。）1項に規定する税率を乗じて算定した金額である。

(イ) 復興特別所得税額（別表1「平成25年分」欄の順号⑪）

5万7750円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額275万0040円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額（別表1「平成25年分」欄の順号⑫）

21万9000円

上記金額は、原告が本件平成25年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第4号証1枚目⑭欄）。

(エ) 予定納税額（別表1「平成25年分」欄の順号⑬）

19万4000円

上記金額は、原告の平成25年分の所得税等に係る予定納税額である。

(2) 平成26年分

ア 総所得金額（別表1「平成26年分」欄の順号①）

9239万9612円

上記金額は、次の(ア)の事業所得の金額及び(イ)の給与所得の金額の合計金額である。

(ア) 事業所得の金額（別表1「平成26年分」欄の順号②）

8729万9612円

上記金額は、原告の本件事業及び原告の所有する車両の賃貸（以下「本件賃貸業」という。）に係る事業所得の金額であり、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額（別表2「平成26年分」欄の順号①）

5億1829万0043円

上記金額は、本件各組合名義口座及び^F銀行池袋東口支店原告名義普通預金口座（口座番号^{.....}）（以下「本件原告名義口座」という。）に係る各預金元帳並びに原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した平成26年分の本件事業及び本件賃貸業に係る収入金額の合計金額である。

b 必要経費の合計額（別表2「平成26年分」欄の順号⑩）

4億3099万0431円

上記金額は、本件各組合名義口座及び本件原告名義口座に係る各預金元帳並びに原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した本件事業及び本件賃貸業に係る平成26年分の必要経費の各金額の合計金額であり、その内訳は、別表2「平成26年分」欄の順号⑤から⑩までのとおりである。

イ) 給与所得の金額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号③の金額)

510 万円

D

上記金額は、原告が [REDACTED] 社から当年中に支払を受けた給与収入の金額 700 万円から、所得税法 28 条 3 項 4 号 (平成 26 年法律第 10 号による改正前のもの) に基づき算定した給与所得控除額 190 万円を控除した後の残額である。

イ 所得控除の額の合計額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号④)

158 万 9 千 6 百 2 2 円

上記金額は、次の(ア)から(エ)までの各金額の合計額である。

10 (ア) 社会保険料控除の額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号⑤)

44 万 9 千 6 百 2 2 円

上記金額は、原告が、平成 26 年中に支払った国民健康保険料の金額であり、社会保険料控除 (所得税法 74 条) の対象となる金額である。

(イ) 配偶者控除の額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号⑥)

15 38 万円

上記金額は、原告の配偶者 R [REDACTED] に係る配偶者控除の額である (所得税法 2 条 1 項 33 号 (平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの) 及び同法 83 条 (平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの))。

(ウ) 扶養控除の額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号⑦)

20 38 万円

乙

上記金額は、原告の母親である [REDACTED] に係る扶養控除の額である (所得税法 2 条 1 項 34 号 (平成 28 年法律第 63 号による改正前のもの)、同項 34 号の 2 及び同法 84 条。)。

ロ) 基礎控除の額 (別表 1 「平成 26 年分」欄の順号⑧)

25 38 万円

上記金額は、基礎控除の額である (所得税法 86 条)。

ウ 課税総所得金額（別表1「平成26年分」欄の順号⑨）

9080万9000円

上記金額は、前記アの総所得金額9239万9612円から前記イの所得控除の額の合計額158万9622円を控除した後の金額である。

5 エ 納付すべき税額（別表1「平成26年分」欄の順号⑭）

3385万9500円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表1「平成26年分」欄の順号⑩）

10 3352万7600円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額9080万9000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算定した金額である。

(イ) 復興特別所得税額（別表1「平成26年分」欄の順号⑪）

70万4079円

15 上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額3352万7600円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額（別表1「平成26年分」欄の順号⑫）

37万2100円

20 上記金額は、原告が平成26年中に給与支払を受けた収入から源泉徴収された所得税等の金額である。

(3) 平成27年分

ア 総所得金額（別表1「平成27年分」欄の順号①）

3億0134万0182円

25 上記金額は、次の(ア)の事業所得の金額及び(イ)の給与所得の金額の合計金額である。

(ア) 事業所得の金額（別表1「平成27年分」欄の順号②）

2億5819万0182円

上記金額は、原告の本件事業及び本件賃貸業に係る事業所得の金額であり、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

5 a 総収入金額（別表2「平成27年分」欄の順号①）

8億9652万7585円

上記金額は、本件各組合名義口座及び本件原告名義口座に係る各預金元帳並びに原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した平成27年分の本件事業及び本件賃貸業に係る収入金額の合計金額である。

10 b 必要経費の合計額（別表2「平成27年分」欄の順号⑩）

6億3833万7403円

上記金額は、本件各組合名義口座及び本件原告名義口座に係る各預金元帳並びに原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した本件事業及び本件賃貸業に係る平成27年分の必要経費の各金額の合計金額であり、その内訳は、別表2「平成27年分」欄の順号⑤から⑩までのとおりである。

15 (イ) 給与所得の金額（別表1「平成27年分」欄の順号③）

4315万円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目①欄）。

20 イ 所得控除の額の合計額（別表1「平成27年分」欄の順号④）

260万2033円

上記金額は、次の(ア)から(エ)までの各金額の合計額である。

25 (ア) 社会保険料控除の額（別表1「平成27年分」欄の順号⑤）

146万2033円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目⑥欄）。

(イ) 配偶者控除の額（別表1「平成27年分」欄の順号⑥）

38万円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目⑫～⑬欄）。

(ウ) 扶養控除の額（別表1「平成27年分」欄の順号⑦）

38万円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目⑭欄）。

(エ) 基礎控除の額（別表1「平成27年分」欄の順号⑧）

38万円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目⑮欄）。

ウ 課税総所得金額（別表1「平成27年分」欄の順号⑨）

2億9873万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額3億0134万0182円から前記イの所得控除の額の合計額260万2033円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額（別表1「平成27年分」欄の順号⑭）

1億1979万4800円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別表1「平成27年分」欄の順号⑩）

1億2963万6100円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額2億9873万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算定した金額である。

(イ) 復興特別所得税額（別表1「平成27年分」欄の順号⑪）

272万2358円

上記金額は、前記(ア)の課税総所得金額に対する税額1億2963万6100円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額（別表1「平成27年分」欄の順号⑫）

1256万3572円

上記金額は、原告が本件平成27年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第2号証1枚目㊸欄の金額）。

(4) 平成28年分

ア 総所得金額（別表1「平成28年分」欄の順号①）

1億6878万1912円

上記金額は、次の(ア)の事業所得の金額及び(イ)の給与所得の金額の合計金額である。

(ア) 事業所得の金額（別表1「平成28年分」欄の順号②）

1億2008万1912円

上記金額は、原告の本件事業に係る事業所得の金額であり、次のaの金額からbの金額を差し引いた後の金額である。

a 総収入金額（別表2「平成28年分」欄の順号①）

6億9280万0364円

上記金額は、本件各組合名義口座に係る各預金元帳及び原告の取引先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した平成28年分の本件事業に係る収入金額の合計金額である。

b 必要経費の合計額（別表2「平成28年分」欄の順号⑪）

5億7271万8452円

上記金額は、本件各組合名義口座に係る各預金元帳及び原告の取引

先に対する調査による収集証拠等に基づき算定した本件事業に係る平成28年分の必要経費の各金額の合計金額であり、その内訳は、別表2「平成28年分」欄の順号⑤から⑩までのとおりである。

(イ) 給与所得の金額 (別表1「平成28年分」欄の順号③)

4870万円

上記金額は、原告が本件平成28年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第3号証1枚目⑥欄)。

イ 所得控除の額の合計額 (別表1「平成28年分」欄の順号④)

260万2785円

上記金額は、次の(ア)から(エ)までの各金額の合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 (別表1「平成28年分」欄の順号⑤)

146万2785円

上記金額は、原告が本件平成28年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第3号証1枚目⑪欄)。

(イ) 配偶者控除の額 (別表1「平成28年分」欄の順号⑥)

38万円

上記金額は、原告が本件平成28年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第3号証1枚目⑫～⑬欄)。

(ウ) 扶養控除の額 (別表1「平成28年分」欄の順号⑦)

38万円

上記金額は、原告が本件平成28年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第3号証1枚目⑭欄)。

(エ) 基礎控除の額 (別表1「平成28年分」欄の順号⑧)

38万円

上記金額は、原告が本件平成28年分所得税等申告書に記載した金額と同額である (乙第3号証1枚目⑮欄)。

ウ 課税総所得金額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑨）

１億６６１７万９０００円

上記金額は、前記アの総所得金額１億６８７８万１９１２円から前記イの所得控除の額の合計額２６０万２７８５円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑭）

５４２７万１４００円

上記金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）及び（エ）の各金額を控除した後の金額である。

（ア） 課税総所得金額に対する税額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑩）

６９９８万４５５０円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額１億６６１７万９０００円に所得税法８９条１項に規定する税率を乗じて算定した金額である。

（イ） 復興特別所得税額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑪）

１４６万９６７５円

上記金額は、前記（ア）の課税総所得金額に対する税額６９９８万４５５０円に復興財源確保法１３条に規定する１００分の２．１の税率を乗じて計算した金額である。

（ウ） 源泉徴収税額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑫）

１６４０万３６００円

上記金額は、原告が本件平成２８年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第３号証１枚目⑭欄）。

（エ） 予定納税額（別表１「平成２８年分」欄の順号⑬）

７７万９２００円

上記金額は、原告が本件平成２８年分所得税等申告書に記載した金額と同額である（乙第３号証１枚目⑮欄）。

２ 本件所得税等各更正等処分の適法性

原告の本件各年分の納付すべき所得税等の額は、前記1(1)エ、同(2)エ、同(3)エ及び同(4)エのとおり、平成25年分が239万4700円、平成26年分が3385万9500円、平成27年分が1億1979万4800円及び平成28年分が5427万1400円であるところ、上記各金額は、本件所得税等各更正等処分における各納付すべき税額（甲第4号証11頁「㊟更正後の額」欄の順号㊴、甲第5号証25頁「㊟決定後の額」欄の順号㊴、甲第6号証19頁「㊟更正後の額」欄の順号㊴及び甲第7号証15頁「㊟更正後の額」欄の順号㊴）と同額であるから、本件所得税等各更正等処分はいずれも適法である。

3 本件所得税等各加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

前記2で述べたとおり、本件所得税等各更正等処分は適法であるところ、原告が平成25年分及び平成26年分の所得税等の確定申告書を法定申告期限内に提出しなかったことに、通則法66条（平成27年分以前の所得税等及び平成27年課税期間以前の消費税等については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

また、原告が、本件平成27年分所得税等各更正処分及び本件平成28年分所得税等各更正処分により新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、当該各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条（平成27年分の所得税等については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）4項1号（平成27年分の所得税等については、同条4項）に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件所得税等各更正等処分に伴って原告に賦課すべき平成25年分及び平成26年分の所得税等に係る無申告加算税並びに平成27年分及び平成28年分の所得税等に係る過少申告加算税の額は、次の(1)から(4)までのとおりに算定した各金額となるところ、これらは、いずれも本件所得税等各加

算税賦課決定処分における無申告加算税及び過少申告加算税の額（甲第4号証11頁「㊸更正後の額」欄の順号㊸、甲第5号証25頁「㊸決定後の額」欄の順号㊸、甲第6号証19頁「㊸更正後の額」欄の順号㊸及び甲第7号証15頁「㊸更正後の額」欄の順号㊸）と同額となるから、本件所得税等各加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

(1) 平成25年分（別表1「平成25年分」欄の順号㊸）

49万7000円

上記金額は、本件平成25年分所得税等更正処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額

39万1500円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、本件平成25年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額261万円（納付すべき税額は前記1(1)エのとおり①239万4700円となるところ、本件平成25年分所得税等申告書において還付金の額に相当する税額を②21万9000円として申告しているため、新たに納付すべき税額は上記①と②とを合算した金額である261万3700円となる。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下、同項の適用につき、後記(2)ア、(3)ア及び(4)アにおいて同じ。）に100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定された加算税の額

10万5500円

上記金額は、通則法66条2項の規定に基づき、本件平成25年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額261万3700円のうち、50万円を超える部分に相当する税額211万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の

もの。以下、後記(2)イ、(3)イ及び(4)イにおいて同じ。)に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(2) 平成26年分(別表1「平成26年分」欄の順号㊸)

674万5000円

上記金額は、本件平成26年分所得税等決定処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額

507万7500円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、本件平成26年分所得税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3385万円(前記1(2)エ)に100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定された加算税の額

166万7500円

上記金額は、通則法66条2項に基づき、本件平成26年分所得税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3385万9500円のうち、50万円を超える部分に相当する税額3335万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(3) 平成27年分(別表1「平成27年分」欄の順号㊹)

1710万6500円

上記金額は、本件平成27年分所得税等更正処分に伴い原告に賦課される過少申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法65条1項に基づき算定された加算税の額

1186万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件平成27年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億1862万円(納付すべき税額は前記1(3)エのとおり①1億1979万4800

円となるところ、本件平成27年分所得税等申告書において納付すべき税額を②116万9000円として申告しているため、新たに納付すべき税額は上記①から②を控除した金額である1億1862万5800円となる。)に100分の10の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法65条2項に基づき算定された加算税の額

524万4500円

上記金額は、通則法65条2項に基づき、本件平成27年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億1862万5800円のうち、平成27年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額1373万2572円(本件平成27年分所得税等申告書における所得税等の源泉徴収税額1256万3572円及び納付すべき税額116万9000円の合計額)を超える部分に相当する税額1億0489万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(4) 平成28年分(別表1「平成28年分」欄の順号㊸)

746万1000円

上記金額は、本件平成28年分所得税等更正処分に伴い原告に賦課される過少申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法65条1項に基づき算定された加算税の額

551万7000円

上記金額は、通則法65条1項に基づき、本件平成28年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額5517万円(納付すべき税額は前記1(4)エのとおり①5427万1400円となるところ、本件平成28年分所得税等申告書において還付金の額に相当する税額を②90万0250円として申告しているため、新たに納付すべき税額は、上記①と②とを合算した金額につき通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた後の金額である5517万1600円と

なる。)に100分の10の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法65条2項に基づき算定された加算税の額

194万4000円

上記金額は、通則法65条2項に基づき、本件平成28年分所得税等更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額551万71600円のうち、平成28年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額1628万2550円（本件平成28年分所得税等申告書において記載した所得税等の源泉徴収税額1640万3600円及び所得税等の予定納税額77万9200円を合算した金額から同申告書に記載した還付金の額に相当する税額90万0250円を控除した金額）を超える部分に相当する税額3888万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

以上

別紙 3

本件消費税等各処分の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件消費税等各決定処分の根拠

5 原告の本件各課税期間の消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、次のとおりである。

10 なお、地方消費税（譲渡割）について国が決定処分を行っているのは、地方税法制定附則9条の4第1項により、地方消費税（譲渡割）の賦課徴収については、当分の間、地方税法の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとするものとされているためである。

(1) 平成25年課税期間

ア 課税標準額（別表13「平成25年課税期間」欄の順号①）

1億4428万8000円

15 上記金額は、別紙2の1(1)ア(ア)aの金額1億5150万2807円に105分の100を乗じて算定した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下、後記(2)ア(ア)及び(イ)、(3)ア並びに(4)アにおいて同じ。）である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表13「平成25年課税期間」欄の順号②）

577万1520円

20 上記金額は、前記アの金額に消費税法29条（課税資産の譲渡等のうち、平成26年3月31日以前に行われたものについては平成24年法律第68号による改正のうち平成26年4月1日施行前のもの、同年4月1日以降に行われたものについては同改正のうち平成31年（令和元年）10月1日施行前のもの。以下同じ。）に規定する100分の4の税率を乗じて算定した金額である。

25

ウ 控除対象仕入税額（別表１３「平成２５年課税期間」欄の順号④）

6万5247円

上記金額は、本件事業に係る帳簿等から判明した課税仕入れに係る支払対価の額171万2752円（別表１３「平成２５年課税期間」欄の順号③）に、消費税法30条1項（課税仕入れのうち、平成26年3月31日以前に行われたものについては平成24年法律第68号による改正のうち平成26年4月1日施行前のもの、同年4月1日以降に行われたものについては同改正のうち平成31年（令和元年）10月1日施行前のもの。以下同じ。）の規定に基づき105分の4を乗じて算定した金額である。

エ 納付すべき消費税額（別表１３「平成２５年課税期間」欄の順号⑤）

570万6200円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)エ、(3)エ及び(4)エにおいて同じ。）である。

オ 地方消費税の課税標準額（別表１３「平成２５年課税期間」欄の順号⑥）

570万6200円

上記金額は、前記エの納付すべき消費税額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表１３「平成２５年課税期間」欄の順号⑦）

142万6500円

上記金額は、前記オの金額に地方税法72条の83（課税資産の譲渡等のうち、平成26年3月31日以前に行われたものについては平成24年法律第69号による改正のうち平成26年4月1日施行前のもの、平成26年4月1日以降に行われたものについては同改正のうち平成31年（令和元年）10月1日施行前のもの。以下同じ。）に規定する100分の25

の税率を乗じて算定した金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)カ、(3)カ及び(4)カにおいて同じ。）である。

キ 納付すべき消費税等の額（別表13「平成25年課税期間」欄の順号⑧）

713万2700円

上記金額は、前記エ及びカの各金額の合計額である。

(2) 平成26年課税期間

ア 課税標準額（別表13「平成26年課税期間」欄の順号①）

4億8109万1000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計金額である。

(ア) 平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税標準額

4298万2000円

上記金額は、別紙2の1(2)ア(ア)aの金額5億1829万0043円のうち、平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計金額（4513万1392円）に105分の100を乗じて算定した金額である。

(イ) 平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における課税標準額

4億3810万9000円

上記金額は、別紙2の1(2)ア(ア)aの金額5億1829万0043円のうち、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計金額（4億7315万8651円）に108分の100を乗じて算定した金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表13「平成26年課税期間」欄の順号②）

2932万0147円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計金額である。

(ア) 平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における消費税額

171万9280円

上記金額は、前記ア(ア)の金額4298万2000円に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算定した金額である。

イ) 平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における消費税額
2760万0867円

上記金額は、前記ア(イ)の金額4億3810万9000円に消費税法29条に規定する100分の6.3の税率を乗じて算定した金額である。

ウ 控除対象仕入税額(別表13「平成26年課税期間」欄の順号④)

2万3880円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計金額である。

ア) 平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における控除対象仕入税額
2万3880円

上記金額は、本件事業に係る帳簿から判明した平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税仕入れに係る支払対価の額62万6875円(別表13「平成26年課税期間」欄の順号③の金額全額が、平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。)に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算定した金額である。

イ) 平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における控除対象仕入税額
0円

消費税法30条7項(課税仕入れのうち平成27年9月30日以前に行われたものについては、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。)は、同条1項に規定する仕入れに係る消費税額の控除について、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る同条8項に規定する帳簿及び同条9項に規定する請求書等を保存していない場合には、当該保存がない課税仕入れ等の税額について同条1項の規定を適

用しない旨規定するところ、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間に係る控除対象仕入税額については、原告が本件事業に関し当該帳簿等の保存をしていた事実は認められないから、同条7項にいう課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合に当たり、同条1項は適用されない。

エ 納付すべき消費税額（別表13「平成26年課税期間」欄の順号⑤）

2929万6200円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計金額である。

(ア) 平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における納付すべき消費税額

169万5400円

上記金額は、前記イ(ア)の金額からウ(ア)の金額を控除した後の金額である。

(イ) 平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における納付すべき消費税額

2760万0867円

上記金額は、前記イ(イ)の金額からウ(イ)の金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準額（別表13「平成26年課税期間」欄の順号⑥）

2929万6200円

上記金額は、前記エの納付すべき消費税額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表13「平成26年課税期間」欄の順号⑦）

787万1700円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計金額である。

(ア) 平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における納付すべき地方消費税額

42万3850円

上記金額は、前記エ(ア)の平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における納付すべき消費税額と同額である同期間における課税標準額に、地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算定した金額である。

5 (イ) 平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における納付すべき地方消費税額 744万7853円

上記金額は、前記エ(イ)の平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における納付すべき消費税額と同額である同期間における課税標準額に、地方税法72条の83に規定する63分の17の税率を乗じて算定した金額である。

10 キ 納付すべき消費税等の額(別表13「平成26年課税期間」欄の順号⑧) 3716万7900円

上記金額は、前記エ及びカの各金額の合計額である。

(3) 平成27年課税期間

15 ア 課税標準額(別表13「平成27年課税期間」欄の順号①) 8億3011万8000円

上記金額は、別紙2の1(3)ア(ア)aの金額8億9652万7585円に108分の100を乗じて算定した金額である。

20 イ 課税標準額に対する消費税額(別表13「平成27年課税期間」欄の順号②) 5229万7434円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の6.3の税率を乗じて算定した金額である。

ウ 控除対象仕入税額(別表13「平成27年課税期間」欄の順号④) 0円

25 平成27年課税期間に係る控除対象仕入税額については、原告が本件事業に関し帳簿等の保存をしていた事実は認められないから、消費税法30

条7項にいう課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合に当たり、同条1項は適用されない。

エ 納付すべき消費税額（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑤）

5229万7400円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準額（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑥）

5229万7400円

上記金額は、前記エの納付すべき消費税額と同額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑦）

1411万1900円

上記金額は、前記オの金額に地方税法72条の83に規定する63分の17の税率を乗じて算定した金額である。

キ 納付すべき消費税等の額（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑧）

6640万9300円

上記金額は、前記エ及びカの各金額の合計額である。

(4) 平成28年課税期間

ア 課税標準額（別表13「平成28年課税期間」欄の順号①）

6億4148万1000円

上記金額は、別紙2の1(4)ア(ア)aの金額6億9280万0364円に108分の100を乗じて算定した金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表13「平成28年課税期間」欄の順号②）

4041万3303円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の6.3の税率を乗じて算定した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順号④）

4 7 6 万 2 5 5 7 円

上記金額は、本件事業に係る帳簿等から判明した課税仕入れに係る支払
対価の額 8 1 6 4 万 3 8 4 6 円（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順
号③の金額）に、消費税法 3 0 条 1 項の規定に基づき 1 0 8 分の 6 . 3 を
乗じて算定した金額である。

エ 納付すべき消費税額（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順号⑤）

3 5 6 5 万 0 7 0 0 円

上記金額は、前記イの金額からウの金額を控除した後の金額である。

オ 地方消費税の課税標準額（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順号⑥）

3 5 6 5 万 0 7 0 0 円

上記金額は、前記エの納付すべき消費税額と同額であり、地方税法 7 2
条の 7 7 第 2 号及び 7 2 条の 8 2 の規定に基づく地方消費税の課税標準額
である。

カ 納付すべき地方消費税額（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順号⑦）

9 6 2 万円

上記金額は、前記オの金額に地方税法 7 2 条の 8 3 に規定する 6 3 分の
1 7 の税率を乗じて算定した金額である。

キ 納付すべき消費税等の額（別表 1 3「平成 2 8 年課税期間」欄の順号⑧）

4 5 2 7 万 0 7 0 0 円

上記金額は、前記エ及びカの各金額の合計額である。

2 本件消費税等各決定処分の適法性

原告の本件各課税期間の消費税等に係る納付すべき消費税等の額は、前記 1
(1)キ、同(2)キ、同(3)キ及び同(4)キのとおり、平成 2 5 年課税期間が 7 1 3 万 2
7 0 0 円、平成 2 6 年課税期間が 3 7 1 6 万 7 9 0 0 円、平成 2 7 年課税期間
が 6 6 4 0 万 9 3 0 0 円及び平成 2 8 年課税期間が 4 5 2 7 万 0 7 0 0 円で

あるところ、上記各金額は、本件消費税等各決定処分における各納付すべき消費税等の額（甲第8号証から甲第11号証まで各1頁各「B調査額（決定）」欄の各順号22）と同額であるから、本件消費税等各決定処分はいずれも適法である。

5 3 本件消費税等各無申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

前記2で述べたとおり、本件消費税等各決定処分は適法であるところ、原告が本件各課税期間の消費税等に係る確定申告書を法定申告期限内に提出しなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、同条1項の規定により無申告加算税が課されることとなる（なお、地方消費税に係る加算税は、消費税の例によることとなり（地方税法制定附則9条の4）、その計算は消費税及び地方消費税の合算額によってなされる（同附則9条の9）。後記4において同じ。）。
10

したがって、本件消費税等各決定処分に伴って原告に賦課すべき本件各課税期間における消費税等に係る無申告加算税の額は、次の(1)から(4)までのとおり
15 に算定した各金額となるところ、これらの各金額は、いずれも本件消費税等各無申告加算税賦課決定処分における無申告加算税の各額（甲第8号証から甲第11号証まで各1頁「賦課した加算税の額の計算明細」の各「無申告加算税」欄の各「加算税の額」欄）と同額となるから、本件消費税等各無申告加算税賦課決定処分は、適法である。

20 (1) 平成25年課税期間（別表13「平成25年課税期間」欄の順号⑩）

140万1000円

上記金額は、本件平成25年課税期間消費税等各決定処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額 106万9500円

25 上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、本件平成25年課税期間消費税等各決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額71

3万円（前記1(1)キ。ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)ア、(3)ア及び(4)アにおいて同じ。）に100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定された加算税の額 33万1500円

上記金額は、通則法66条2項に基づき、本件平成25年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額713万2700円のうち、50万円を超える部分に相当する税額663万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)イ、(3)イ及び(4)イにおいて同じ。）に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(2) 平成26年課税期間（別表13「平成26年課税期間」欄の順号⑩）

740万7000円

上記金額は、本件平成26年課税期間消費税等決定処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額 557万4000円

上記金額は、通則法66条1項に基づき、本件平成26年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3716万円（前記1(2)キ）に100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定した加算税の額 183万3000円

上記金額は、通則法66条2項に基づき、本件平成26年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3716万7900円のうち、50万円を超える部分に相当する税額3666万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(3) 平成27年課税期間（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑪）

1229万7000円

上記金額は、本件平成27年課税期間消費税等決定処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額 924万1500円

上記金額は、通則法66条1項に基づき、本件平成27年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6640万9300円のうち、後記4で述べる重加算税の対象となる479万5100円を除いた税額6161万4200円を基礎として、これに100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定された加算税の額 305万5500円

上記金額は、通則法66条2項に基づき、本件平成27年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6640万9300円から、後記4で述べる重加算税の対象となる479万5100円を除いた税額6161万4200円のうち、50万円を超える部分に相当する税額6111万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

(4) 平成28年課税期間(別表13「平成28年課税期間」欄の順号⑩)

801万5000円

上記金額は、本件平成28年課税期間消費税等決定処分に伴い原告に賦課される無申告加算税の額であり、次のア及びイの各金額の合計額である。

ア 通則法66条1項に基づき算定された加算税の額 603万円

上記金額は、通則法66条1項に基づき、本件平成28年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4527万0700円のうち、後記4で述べる重加算税の対象となる506万2000円を除いた税額4020万8700円を基礎として、これに100分の15の割合を乗じて算定した金額である。

イ 通則法66条2項に基づき算定された加算税の額 198万5000円

上記金額は、通則法66条2項に基づき、本件平成28年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4527万0700円から、後記4で述べる重加算税の対象となる506万2000円を除いた税額4020万8700円のうち、50万円を超える部分に相当する税額3970万円に100分の5の割合を乗じて算定した金額である。

4 本件消費税等各重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

前記2で述べたとおり、本件平成27年課税期間消費税等決定処分及び本件平成28年課税期間消費税等決定処分はいずれも適法であるところ、争点4において被告が主張するとおり、原告は、平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等の申告書を提出しなかったことにつき、その一部（平成27年課税期間は6473万4800円及び平成28年課税期間は1億4998万0468円。別表15及び別表16参照。）について、通則法68条（平成27年課税期間の消費税等については、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）2項に規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき」、消費税等の申告書を提出しなかったことが認められる。

したがって、原告の平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税等に係る無申告加算税のうち、上記「隠蔽・仮装」に係る部分に相当する税額については、通則法68条2項の規定に基づき、同法66条所定の無申告加算税に代えて重加算税が課され、その重加算税の額は、次の(1)及び(2)のとおりに算定した各金額となり、これらの各金額は、いずれも本件各重加算税賦課決定処分における重加算税の各額（甲第10号証及び甲第11号証各1頁「賦課した加算税の額の計算明細」の各「重加算税」欄の各「加算税の額」欄）と同額となるから、本件各重加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

(1) 平成27年課税期間（別表13「平成27年課税期間」欄の順号⑫）

191万6000円

上記金額は、本件平成27年課税期間消費税等決定処分に伴い原告に賦課される重加算税の額であり、本件平成27年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6640万9300円（前記1
5 (3)キ）のうち、重加算税の基礎となる税額479万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。）に通則法68条2項の規定に基づき100分の40を乗じて算定した金額である。

(2) 平成28年課税期間（別表13「平成28年課税期間」欄の順号⑫）

202万4000円

10 上記金額は、本件平成28年課税期間消費税等決定処分に伴い原告に賦課される重加算税の額であり、本件平成28年課税期間消費税等決定処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額4527万0700円（前記1
15 (4)キ）のうち、重加算税の基礎となる税額506万円に通則法68条2項の規定に基づき100分の40を乗じて算定した金額である。

以 上

別表1 本訴における被告主張額(所得税等)

(単位:円)

項目		年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
総	所得金額	①	15,121,497	92,399,612	301,340,182	166,781,912
内	事業所得の金額	②	10,861,497	87,299,612	258,190,182	120,081,912
訳	給与所得の金額	③	4,260,000	5,100,000	43,150,000	48,700,000
所得控除の額の合計額 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧)		④	2,133,024	1,689,622	2,602,033	2,602,785
内	社会保険料控除の額	⑤	993,024	449,622	1,462,033	1,462,785
	配偶者控除の額	⑥	380,000	380,000	380,000	380,000
	扶養控除の額	⑦	380,000	380,000	380,000	380,000
訳	基礎控除の額	⑧	380,000	380,000	380,000	380,000
課税総所得金額 (① - ④)		⑨	12,988,000	90,809,000	298,738,000	166,179,000
課税総所得金額に対する税額		⑩	2,750,040	33,527,600	129,636,100	69,984,550
復興特別所得税額		⑪	57,750	704,079	2,722,358	1,469,675
所得税等の源泉徴収税額		⑫	219,000	372,100	12,563,572	16,403,600
所得税等の予定納税額		⑬	194,000	-	-	779,200
納付すべき税額(被告主張額) (⑩ + ⑪ - ⑫ - ⑬)		⑭	2,394,700	33,859,500	119,794,800	54,271,400
納付すべき税額 (本件所得税等各更正処分等) (⑭)		⑮	2,394,700	33,859,500	119,794,800	54,271,400
納付すべき税額 (確定申告)		⑯	△ 219,000	-	1,169,000	△ 900,250
新たに納付すべき税額 (⑮ - ⑯)		⑰	2,613,700	33,859,500	118,625,800	55,171,600
加算税の計算の 基礎となる税額		⑱	2,610,000	33,850,000	118,620,000	55,170,000
期限内申告税額に相当する金額 (⑱ + ⑲ + ⑳)		㉑	-	-	13,732,572	16,282,550
加算税の額 (平成25及び平成26年分については 無申告加算税の額、平成27年分及び 平成28年分については過少申告加算 税の額)		㉒	497,000	6,745,000	17,106,500	7,461,000

(注) 1 課税総所得金額 ⑨の金額は1000円未満の端数を、納付すべき税額 ⑩及び⑮「新たに納付すべき税額」⑰の金額は100円未満の端数を、加算税の計算の基礎となる税額 ⑱の金額は1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 納付すべき税額 ⑯の △ は、還付金の額に相当する税額である

別表2 事業所得の計算根拠

(単位: 円)

項目			年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	備考
総収入金額			①	151,502,807	518,290,043	896,527,585	692,800,364	別表3-1から別表6-3までのとおり
必要経費	売上	期首棚卸	②	-	-	-	246,894,193	別表7のとおり
	仕入	仕入金額	③	132,046,820	385,103,186	771,521,483	561,953,377	
	原価	期末棚卸	④	-	-	246,894,193	367,731,648	
	差引原価	差引原価 (②+③-④)	⑤	132,046,820	385,103,186	524,627,290	441,115,922	
	給料	賃金	⑥	-	-	2,200,000	6,000,000	別表8のとおり
	減価償却	費	⑦	-	3,029,384	5,416,667	-	別表9のとおり
	地代家賃		⑧	1,176,000	3,964,825	12,505,100	2,615,860	別表10のとおり
	発送	費	⑨	2,850,666	20,487,971	40,384,688	22,553,183	別表11のとおり
	その他の経費		⑩	4,567,824	18,405,085	53,203,658	100,433,487	別表12のとおり
	計		⑪	140,641,310	430,990,431	638,337,403	572,718,452	
事業所得の金額 (①-⑪)			⑫	10,861,497	87,299,612	258,190,182	120,081,912	

別表13 本訴における被告主張額(消費税等)

(単位:円)

項目			平成25年 課税期間	平成26年 課税期間	平成27年 課税期間	平成28年 課税期間
消費税	課税標準額	①	144,288,000	481,091,000	830,118,000	641,481,000
	課税標準額に対する消費税額 4%適用分については (① × 4/100) 6.3%適用分については (① × 6.3/100)	②	5,771,520	29,320,147	52,297,434	40,413,303
	課税仕入れに係る支払対価の額	③	1,712,752	626,875	0	81,643,846
	控除対象仕入税額 4%適用分については (③ × 4/105) 6.3%適用分については (③ × 6.3/108)	④	65,247	23,880	0	4,762,557
	納付すべき消費税額(②-④)	⑤	5,706,200	29,296,200	52,297,400	35,650,700
	地方消費税の課税標準額 (⑤)	⑥	5,706,200	29,296,200	52,297,400	35,650,700
地方消費税	納付すべき地方消費税額 4%適用分については (⑥ × 25/100) 6.3%適用分については (⑥ × 17/63)	⑦	1,426,500	7,871,700	14,111,900	9,620,000
	納付すべき消費税等の額 (⑤ + ⑦)	⑧	7,132,700	37,167,900	66,409,300	45,270,700
	無申告加算税の計算の 基礎となる税額	⑨	7,130,000	37,160,000	61,610,000	40,200,000
	無申告加算税の額	⑩	1,401,000	7,407,000	12,297,000	8,015,000
	重加算税の計算の基礎となる税額	⑪	-	-	4,790,000	5,060,000
	重加算税の額	⑫	-	-	1,916,000	2,024,000

(注) 1 「課税標準額」①欄の金額は1000円未満の端数を、「控除対象仕入税額」④欄の金額は1円未満の端数を、「納付すべき消費税額」⑤欄及び「納付すべき地方消費税額」⑦欄の金額は100円未満の端数を、「無申告加算税の計算の基礎となる税額」⑨欄及び「重加算税の基礎となる税額」⑪欄の金額は1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

2 「課税標準額に対する消費税額」②欄、「控除対象仕入税額」④欄及び「納付すべき地方消費税額」⑦欄の「4%適用分」は、平成26年3月31日以前に行われた資産の譲渡等に係るもの、「6.3%適用分」は、同年4月1日以降に行われた資産の譲渡等に係るものであることを各々意味する。

3 本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額については、別表14のとおりである。

別表A-1 平成25年分の所得税等の更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成29年6月29日	平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
内 訳	総所得金額(②+③)	①	△ 2,606,622	15,121,497	△ 2,606,622	△ 2,606,622	棄 却
	事業所得の金額	②	△ 6,866,622	10,861,497	△ 6,866,622	△ 6,866,622	
	給与所得の金額	③	4,260,000	4,260,000	4,260,000	4,260,000	
	所得控除の額の合計額	④	1,140,000	2,133,024	1,140,000	1,140,000	
	課税総所得金額(①-④)	⑤	0	12,988,000	0	0	
	課税総所得金額に対する税額	⑥	0	2,750,040	0	0	
	復興特別所得税額	⑦	0	57,750	0	0	
	所得税等の源泉徴収税額	⑧	219,000	219,000	219,000	219,000	
	申告納税額(⑥+⑦-⑧)	⑨	△ 219,000	2,588,700	△ 219,000	△ 219,000	
	予定納税額	⑩	-	194,000	0	0	
	納付すべき税額(⑨-⑩)	⑪	△ 219,000	2,394,700	△ 219,000	△ 219,000	
	無申告加算税の額	⑫	-	497,000	0	0	

- (注) 1 「総所得金額」①欄及び「事業所得の金額」②欄の「△」は、損失の金額を表す。
 2 「課税総所得金額」⑤欄の「更正処分等」欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。
 3 「申告納税額」⑨欄の「更正処分等」欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。
 4 「申告納税額」⑨欄及び「納付すべき税額」⑪欄の「△」は、還付金の額に相当する税額である。

別表A-2 平成26年分の所得税等の決定処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		-	平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
内 訳	総所得金額(②+③)	①	-	92,399,612	0	0	棄 却
	事業所得の金額	②	-	87,299,612	0	0	
	給与所得の金額	③	-	5,100,000	0	0	
	所得控除の額の合計額	④	-	1,589,622	0	0	
	課税総所得金額(①-④)	⑤	-	90,809,000	0	0	
	課税総所得金額に対する税額	⑥	-	33,527,600	0	0	
	復興特別所得税額	⑦	-	704,079	0	0	
	所得税等の源泉徴収税額	⑧	-	372,100	0	0	
	申告納税額(⑥+⑦-⑧)	⑨	-	33,859,500	0	0	
	予定納税額	⑩	-	-	-	-	
	納付すべき税額(⑨-⑩)	⑪	-	33,859,500	0	0	
	無申告加算税の額	⑫	-	6,745,000	0	0	

- (注) 1 課税総所得金額、⑤欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。
 2 申告納税額、⑨欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

別表A-3 平成27年分の所得税等の更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成28年3月10日	平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
総所得金額(②+③)	①	43,150,000	301,340,182	43,150,000	棄 却	43,150,000	棄 却
内 事業所得の金額	②	-	258,190,182	0		0	
配 給与所得の金額	③	43,150,000	43,150,000	43,150,000		43,150,000	
所得控除の額の合計額	④	2,602,033	2,602,033	2,602,033		2,602,033	
課税総所得金額(①-④)	⑤	40,547,967	298,738,149	40,547,967		40,547,967	
課税総所得金額に対する税額	⑥	13,450,150	129,636,100	13,450,150		13,450,150	
復興特別所得税額	⑦	282,453	2,722,358	282,453		282,453	
所得税等の源泉徴収税額	⑧	12,563,572	12,563,572	12,563,572		12,563,572	
申告納税額(⑥+⑦+⑧)	⑨	1,169,000	119,794,800	1,169,000		1,169,000	
予定納税額	⑩	-	-	-		-	
納付すべき税額(⑨-⑩)	⑪	1,169,000	119,794,800	1,169,000		1,169,000	
過少申告加算税の額	⑫	-	17,106,500	0		0	

(注) 1 「課税総所得金額」⑤欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

2 「申告納税額」⑨欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

別表A-4 平成28年分の所得税等の更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成29年3月14日	平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
総所得金額(②+③)	①	48,700,000	168,781,912	48,700,000	棄 却	48,700,000	棄 却
内 事業所得の金額	②	-	120,081,912	0		0	
配 給与所得の金額	③	48,700,000	48,700,000	48,700,000		48,700,000	
所得控除の額の合計額	④	2,602,785	2,602,785	2,602,785		2,602,785	
課税総所得金額(①-④)	⑤	46,097,215	166,179,127	46,097,215		46,097,215	
課税総所得金額に対する税額	⑥	15,947,650	69,984,550	15,947,650		15,947,650	
復興特別所得税額	⑦	334,900	1,469,675	334,900		334,900	
所得税等の源泉徴収税額	⑧	16,403,600	16,403,600	16,403,600		16,403,600	
申告納税額(⑥+⑦+⑧)	⑨	△121,050	55,050,600	△121,050		△121,050	
予定納税額	⑩	779,200	779,200	779,200		779,200	
納付すべき税額(⑨-⑩)	⑪	△900,250	54,271,400	△900,250		△900,250	
過少申告加算税の額	⑫	-	7,461,000	0		0	

(注) 1 「課税総所得金額」⑤欄の金額は、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

2 「申告納税額」⑨欄の更正処分等欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

3 「申告納税額」⑨欄及び「納付すべき税額」⑪欄の「△」は、還付金の額に相当する税額である。

別表B-1 平成25年課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分等の経緯

(単位:円)

項 目			決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
消費 税	課 税 標 準 額	①	144,288,000	0	棄 却	0	棄 却
	消 費 税 額	②	5,771,520	0		0	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	③	65,247	0		0	
	納 付 税 額 (② - ③)	④	5,706,200	0		0	
地方 消費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	⑤	5,706,200	0		0	
	納 付 譲 渡 割 額	⑥	1,426,500	0		0	
消費税及び地方消費税の合計税額 (④ + ⑥)			7,132,700	0		0	
無 申 告 加 算 税 の 額			1,401,000	0		0	

(注) 「納付税額」④欄及び「納付譲渡割額」⑥欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

別表B-2 平成26年課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分等の経緯

(単位:円)

項 目			決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日			平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
消費 税	課 税 標 準 額	①	481,091,000	0	棄 却	0	棄 却
	消 費 税 額	②	29,320,147	0		0	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	③	23,880	0		0	
	納 付 税 額 (② - ③)	④	29,296,200	0		0	
地方 消費 税	課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	⑤	29,296,200	0		0	
	納 付 譲 渡 割 額	⑥	7,871,700	0		0	
消費税及び地方消費税の合計税額 (④ + ⑥)			37,167,900	0		0	
無 申 告 加 算 税 の 額			7,407,000	0		0	

(注) 「納付税額」④欄及び「納付譲渡割額」⑥欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

別表B-3 平成27年課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分等の経緯

(単位:円)

項 目		決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
消費税	課税標準額 ①	830,118,000	0	棄却	0	棄却
	消費税額 ②	52,297,434	0		0	
	控除対象仕入税額 ③	0	0		0	
	納付税額 (② - ③) ④	52,297,400	0		0	
地方消費税	課税標準となる消費税額 ⑤	52,297,400	0		0	
	納付額渡割額 ⑥	14,111,900	0		0	
消費税及び地方消費税の合計税額 (④ + ⑥) ⑦		66,409,300	0		0	
無申告加算税の額 ⑧		12,297,000	0		0	
延加算税の額 ⑨		1,916,000	0		0	

(注) 「納付税額」④欄及び「納付額渡割額」⑥欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

別表B-4 平成28年課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分等の経緯

(単位:円)

項 目		決定処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成29年9月11日	平成29年10月23日	平成30年1月18日	平成30年2月9日	平成31年2月1日
消費税	課税標準額 ①	641,481,000	0	棄却	0	棄却
	消費税額 ②	40,413,303	0		0	
	控除対象仕入税額 ③	4,762,557	0		0	
	納付税額 (② - ③) ④	35,650,700	0		0	
地方消費税	課税標準となる消費税額 ⑤	35,650,700	0		0	
	納付額渡割額 ⑥	9,620,000	0		0	
消費税及び地方消費税の合計税額 (④ + ⑥) ⑦		45,270,700	0		0	
無申告加算税の額 ⑧		8,015,000	0		0	
延加算税の額 ⑨		2,024,000	0		0	

(注) 「納付税額」④欄及び「納付額渡割額」⑥欄の金額は、100円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)

別表 3-1 ~ 1-2、1-4 ~ 1-6 省略